

美郷町こども計画（案）



令和 8 年（2026 年） 月
島根県美郷町

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と目的	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	2
4. 計画策定の方法	3
第2章 美郷町の現状	4
1. 人口・世帯の状況	4
2. 出生の状況	6
3. 婚姻の状況	8
4. 就業の状況	10
5. アンケート調査結果	11
第3章 計画の基本的な考え方	27
1. 基本理念	27
2. 基本方針	28
3. 施策体系	29
第4章 施策内容	30
1. 基本方針1 こどもや若者の権利を尊重し、意見が言えるまちづくり	30
2. 基本方針2 ライフステージに応じた切れ目のない支援で育むまちづくり	34
3. 基本方針3 誰もが健やかに成長できるまちづくり	48
4. 基本方針4 地域ぐるみで子育てをするまちづくり	62
第5章 こども・子育て支援事業の見込量と確保方針	74
1. 教育・保育提供区域の設定	74
2. 教育・保育事業の量の見込みと確保方策	74
3. 地域こども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	75
第6章 計画の推進に向けて	80
1. 推進体制の充実	80
2. 計画の点検・評価	80

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と目的

本町では、平成27年3月に第1期、令和2年3月に第2期、令和7年3月に「第3期美郷町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「子どもたちがのびのびと育つ 笑顔あふれる子育てのまち みさと」を基本理念に、こどもが健やかに育ち、親が安心してこどもを育て、地域が温かく見守る、子育てがしやすい地域づくりに向けて各種取組を推進してきました。

しかしながら、少子高齢化の急速な進行に伴い、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会における活力の低下等、社会、経済環境に対する様々な影響が懸念されています。また、核家族化による地域の希薄化、女性就業率の上昇に伴う共働き世帯の増加を背景に、家庭や地域の子育て力の低下も懸念される等こどもを取り巻く環境は厳しさを増しています。

こうした中、令和5年4月、こども家庭庁の創設とともに、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、すべてのこどもや若者が将来にわたって幸せな生活ができる社会を実現するために、国や県、市町村等社会全体でこどもや若者に関する取組「こども施策」を総合的に進めることを目指し、「こども基本法」が施行されました。これにより、市町村はこども大綱や県の定めるこども計画を勘案し、こども施策についての計画を定めるよう努めることとされています。

このような背景のもと、この度、本町の実情及びこども基本法等を踏まえながら、「第3期美郷町子ども・子育て支援事業計画」等を包含する「美郷町こども計画」（以下「本計画」という。）を策定いたしました。

今後は本計画にのっとり、「きらめく個性 みんなで育てる こどもの未来」の実現に向け、こども・若者及び子育て当事者への施策を一体的に推進してまいります。

※美郷町こども計画における表記について

「こども」：法令、施策等、既に名称として存在するものの他は「こども」と表記します。

「障がい」：法令、施策等、既に名称として存在するものの他は「障がい」と表記します。

2. 計画の位置づけ

本計画は基本法第 10 条第 2 項の規定に基づく本町のこどもに関する基本的な計画であり、本町の最上位計画「美郷町未来へ繋ぐまちづくり計画」のこども施策に関連する個別計画として位置づけるとともに、他の関連する個別計画との整合性を図ります。なお、第 3 期美郷町子ども・子育て支援事業計画は美郷町こども計画に包含されます。

計画の推進にあたっては、各計画と連携するとともに、新たな課題や環境の変化に柔軟に対応します。

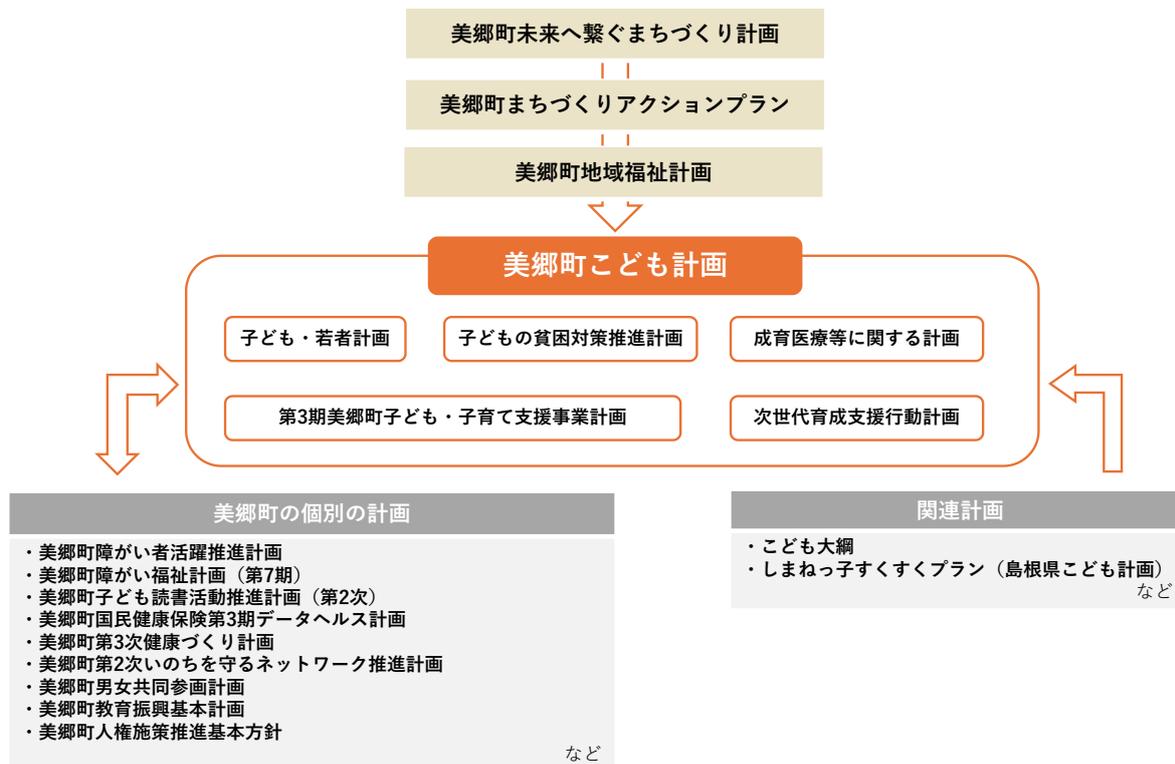


図 1 計画の位置づけ

3. 計画の期間

令和 8（2026）年度から令和 11（2029）年度までの 4 年間とします。

なお、社会情勢やこどもを取り巻く環境の変化、本町の状況等に迅速に対応していくため、計画期間内であっても必要に応じて見直しを行います。

H27～R1	R2～R6	R7	R8	R9	R10	R11
第 1 期美郷町子ども・子育て支援事業計画	第 2 期美郷町子ども・子育て支援事業計画	第 3 期美郷町子ども・子育て支援事業計画				
					↓ 包含	
			美郷町こども計画			

4. 計画策定の方法

(1) 美郷町子ども・子育て支援推進会議

本計画の策定にあたっては、美郷町子ども・子育て支援推進会議により検討を行いました。委員には、こどもの保護者、保育園や小学校の代表者、子ども・子育て支援に係る事業の代表者等に就任していただき、子育て支援施策の検討に際して貴重なご意見をいただきました。

(2) こども・若者調査の実施

本計画を策定するにあたっての基礎資料として、現状や要望等を把握するため、15歳～39歳のこども・若者、保護者に対し、WEBによるアンケート調査を実施しました。

(3) こどもの貧困に関する調査の実施

本計画を策定するにあたっての基礎資料として、こどもや子育て家庭の生活実態、支援ニーズ、悩み等を把握するため、こども・保護者に対してWEBによるアンケート調査を実施しました。

(4) 中学生・若者・保護者に対する意見聴取の実施

本町の魅力と課題を把握するため、こども・若者、保護者に対して意見聴取を行いました。

第2章 美郷町の現状

1. 人口・世帯の状況

(1) 人口の推移

本町の人口は減少傾向で推移しており、令和7年9月末現在で3,960人となっています。年少人口については、平成17年から令和2年まではほぼ横ばいでしたが、令和7年9月末では微減しました。

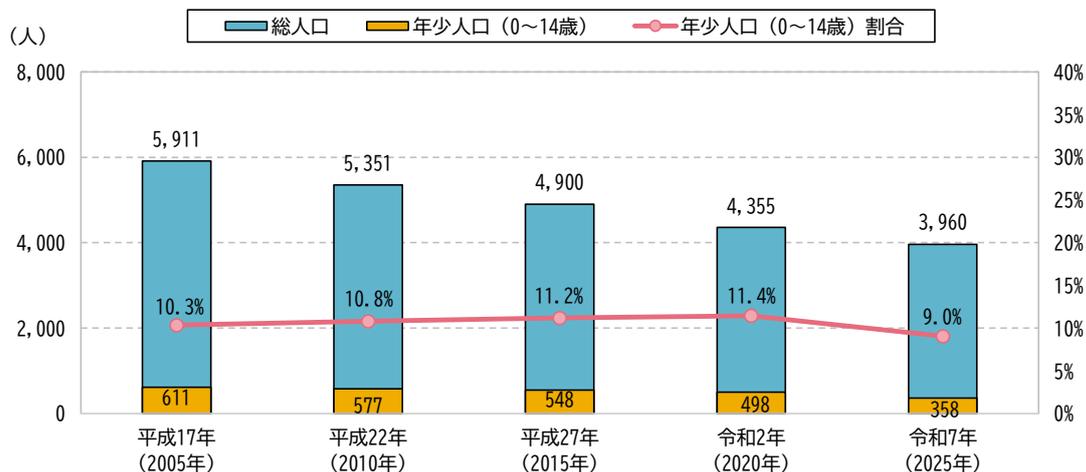


図 2 総人口と年少人口の推移

出典：国勢調査（平成17年～令和2年）、住民基本台帳（令和7年9月末時点）

(2) 年齢別人口構成

令和7年9月末現在の人口は、男性1,925人、女性2,035人です。

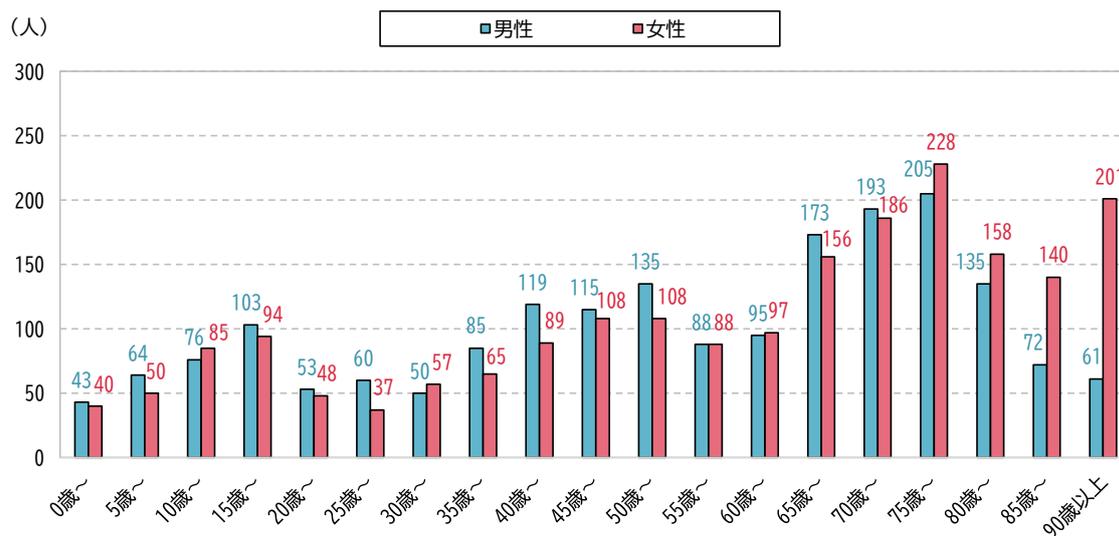


図 3 年齢別人口構成

出典：住民基本台帳（令和7年9月末時点）

(3) 年齢3区分人口の推移

本町の年齢3区分人口の割合をみると、年少人口が減少傾向にあり、老年人口が増加傾向にあります。平成27年以降は老年人口が5割近い割合で、本町においても少子高齢化が進行していることがわかります。

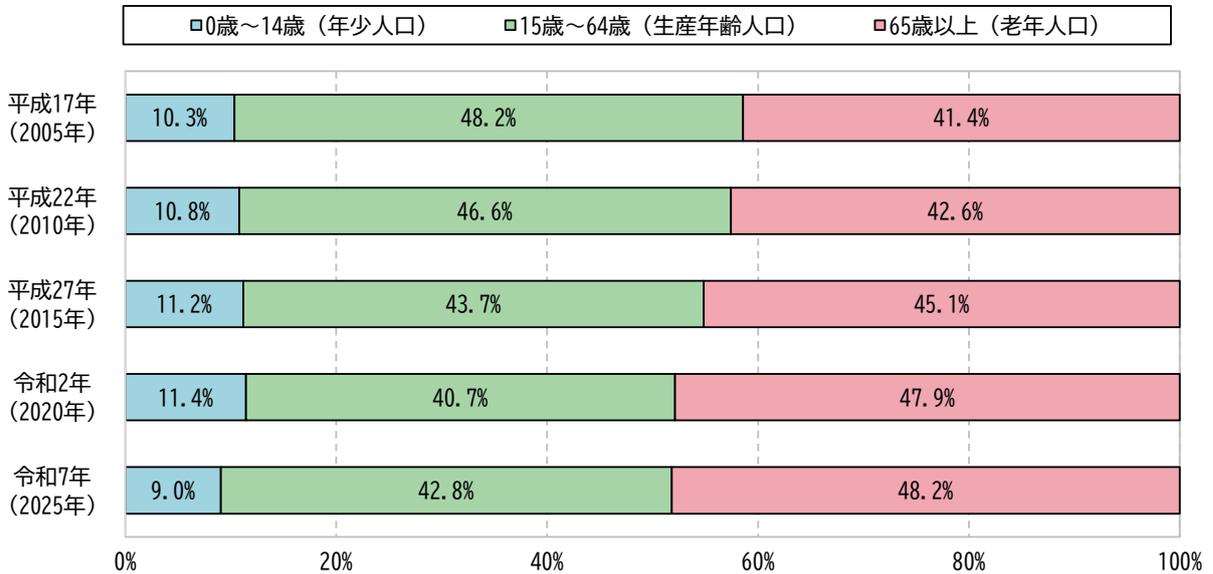


図 4 年齢3区分人口の推移

出典：国勢調査（平成17年～令和2年）、住民基本台帳（令和7年9月末時点）

(4) 世帯の推移

平成17年から令和2年にかけて、世帯数は減少傾向にありましたが、令和2年から令和7年にかけて増加しました。一方、1世帯あたりの人員は減少傾向にあり、単身世帯や小規模世帯の増加といった家族構成の変化が考えられます。

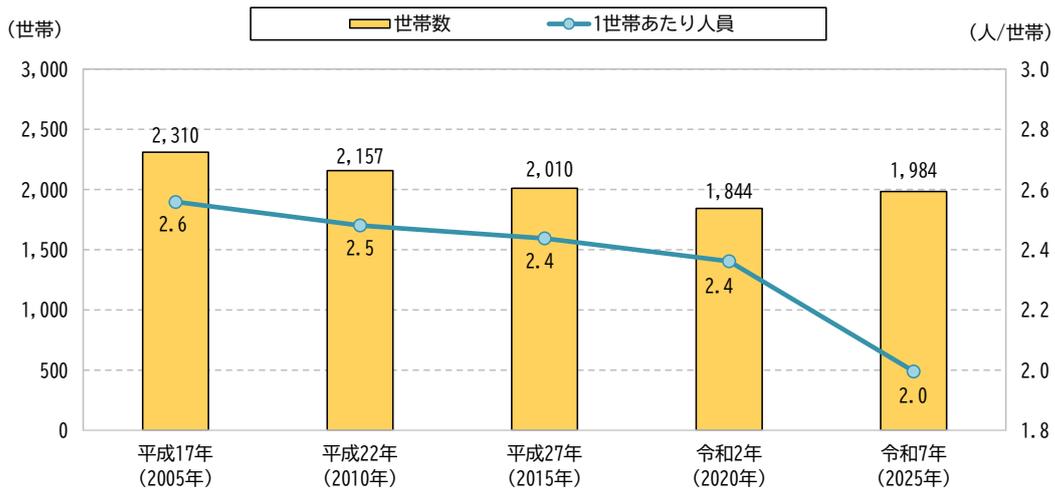


図 5 世帯の推移

出典：国勢調査（平成17年～令和2年）、住民基本台帳（令和7年9月末時点）

2. 出生の状況

(1) 出生数及び出生率の推移

平成29年から令和元年にかけて減少傾向にあったものの、令和2年に増加しました。しかし、令和3年には大幅に減少し、以降は横ばいで推移しています。

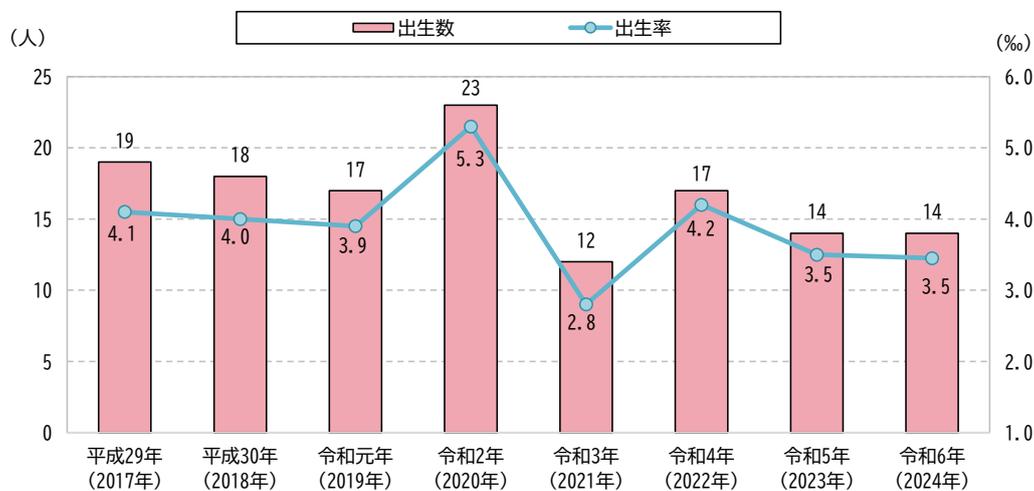


図 6 出生数及び出生率の推移

出典：厚生労働省人口動態統計（平成28年～令和5年）、住民基本台帳（令和6年）

(2) 合計特殊出生率の推移

本町の合計特殊出生率は、増減を繰り返しながらも、近年は県を上回る水準で推移しています。

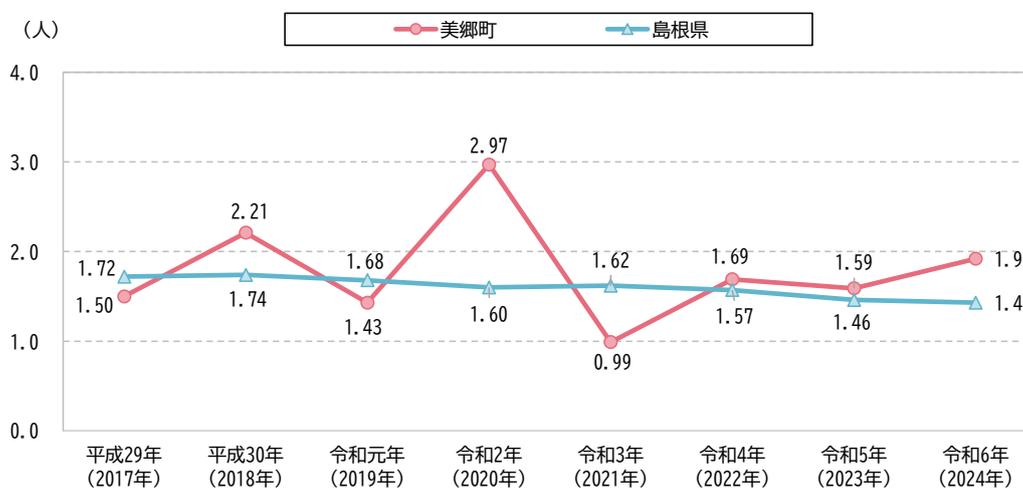


図 7 合計特殊出生率の推移

出典：県-厚生労働省人口動態統計、町-美郷町健康福祉課（年齢別出生数：厚生労働省人口動態調査、女子人口：しまね統計情報データベース）

(3) 学校児童数等の推移

本町には、令和7年度現在、小学校が2校、中学校が2校設置されています。小学校の児童数は減少傾向にあります。中学校の生徒数は、令和2年度と3年度に若干の増減がありました。令和4年度以降は減少傾向にあります。

表 1 小学校児童数の推移

単位：人

学校名	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
邑智小学校	178	158	147	138	119	106
大和小学校	65	60	65	58	59	56
合計	243	218	212	196	178	162

表 2 中学校生徒数の推移

単位：人

学校名	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
邑智中学校	90	95	83	90	89	86
大和中学校	28	30	29	23	25	26
合計	118	125	112	113	114	112

出典：美郷町健康福祉課

3. 婚姻の状況

(1) 婚姻数及び婚姻率の推移

平成29年以降、婚姻数は増減を繰り返しながらも全体的に減少傾向で推移しています。平成29年と令和6年の婚姻数を比較すると約半減しており、婚姻率は県を下回る水準で推移しています。

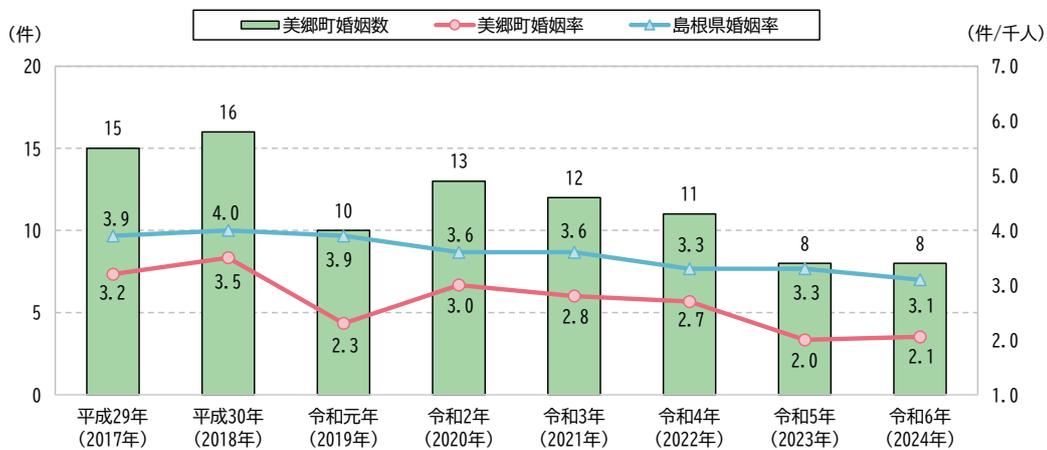


図 8 婚姻数及び婚姻率の推移

出典：厚生労働省人口動態統計（平成27年～令和5年）、住民基本台帳（令和6年）

(2) 離婚数及び離婚率の推移

平成29年以降、離婚数は増減を繰り返しながらも全体的に減少傾向にあり、離婚率は県を下回る水準で推移しています。

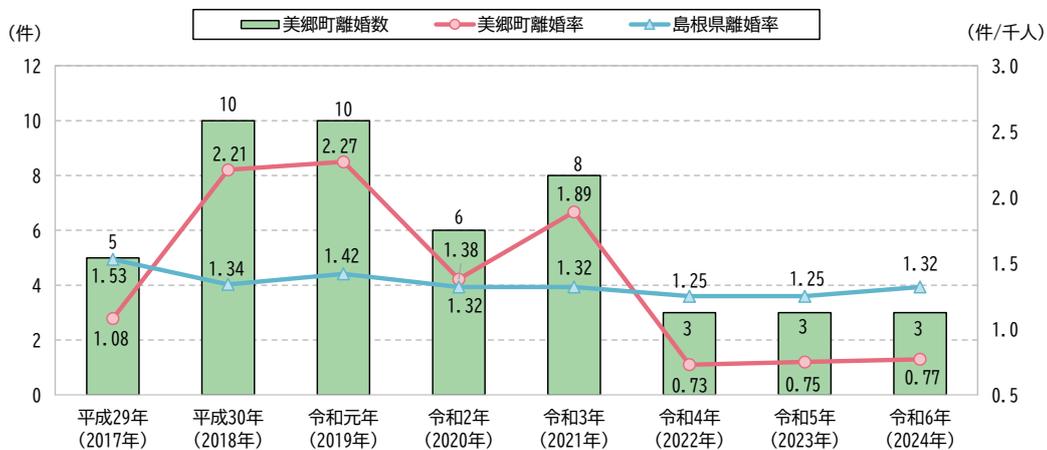


図 9 離婚数及び離婚率の推移

出典：厚生労働省人口動態統計（平成27年～令和5年）、住民基本台帳（令和6年）

(3) 未婚率の推移

男性の未婚率は各年代において増加傾向にあります。女性の未婚率は、25～29歳では増加傾向にあります。その他の年代においては微減傾向にあるものの、概ね横ばいで推移しています。男性と女性を比較すると全年代において男性の未婚率が女性を上回る傾向が確認されました。

① 男性

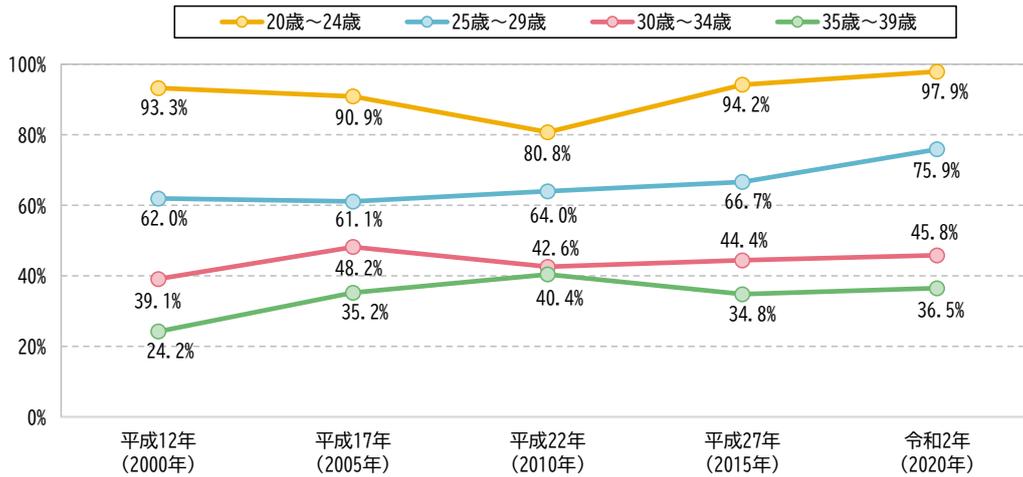


図 10 未婚率の推移 (男性)

出典：国勢調査 (平成12年～令和2年)

② 女性

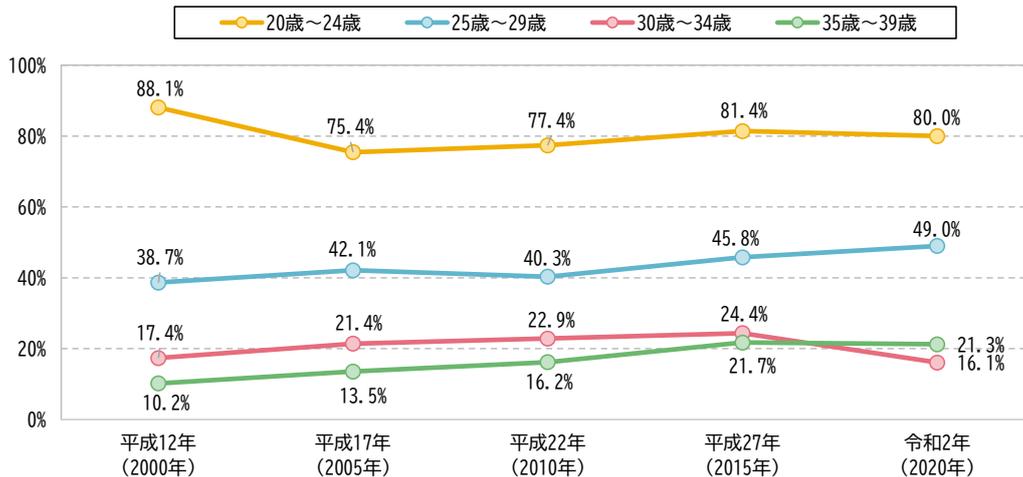


図 11 未婚率の推移 (女性)

出典：国勢調査 (平成12年～令和2年)

4. 就業の状況

(1) 就業者数及び就業率の推移

就業者数は男性及び女性ともに減少傾向にあります。就業率については微減にとどまり、概ね横ばいで推移しています。

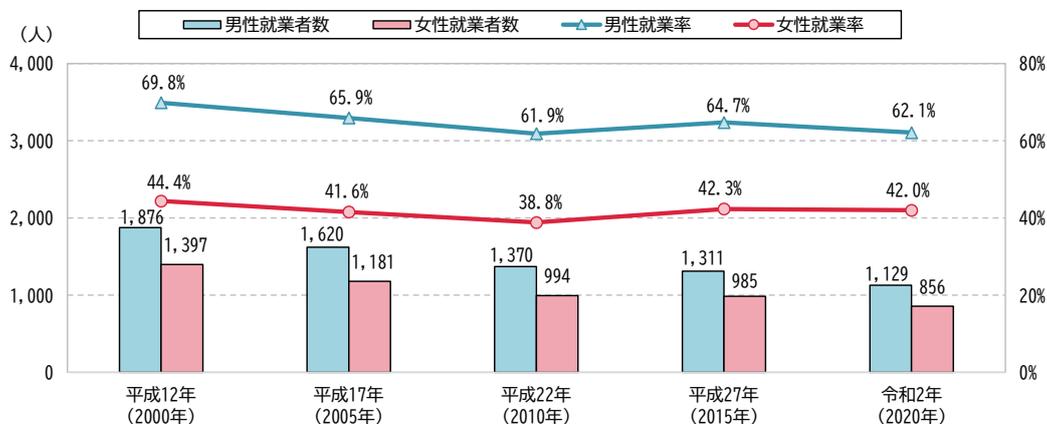


図 12 就業者数及び就業率の推移

出典：国勢調査（平成12年～令和2年）

(2) 女性の年齢別就業率の推移

本町の女性の年齢別就業率は、県と比較して35歳～65歳の層で高い水準にあります。

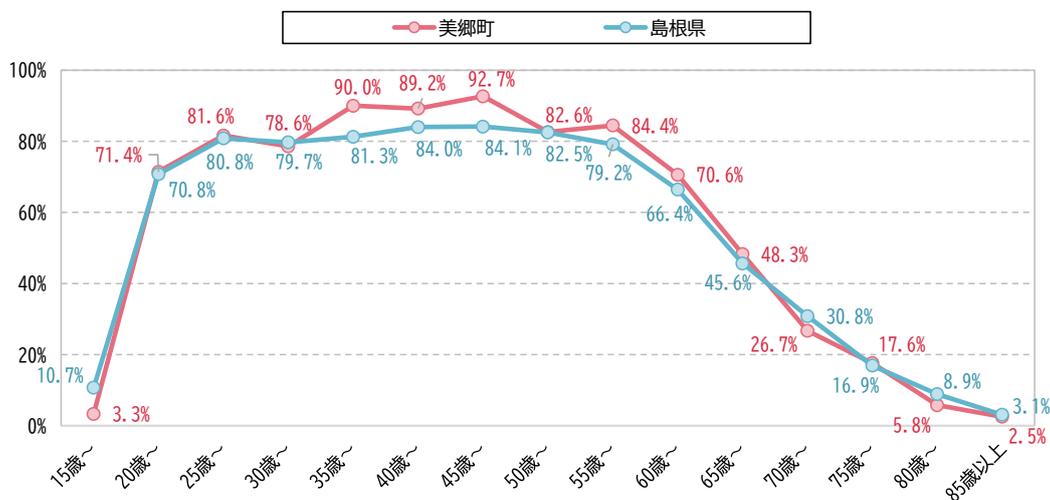


図 13 女性の年齢別就業率の推移

出典：国勢調査（令和2年）

5. アンケート調査結果

本計画を策定するにあたっての基礎資料として下記のアンケートを実施しました。

(1) アンケートの概要

① こども・若者調査

内容：こどもの普段の生活状況や、自己肯定感や結婚観等の考え方を調査

調査対象：住民基本台帳から抽出した 15 歳～39 歳の全町民

調査時期：令和 7 年 11 月 21 日～12 月 7 日

調査方法：WEB アンケート調査

調査票の配布回収方法：配布は郵送。回収はオンラインフォームから回答。

調査対象者数：643 件

回答者数：171 件（回答率：26.6%）

アンケート調査結果の（2）結婚や子育てについて（6）地域交流について
（7）定住の意向について（8）自由意見 に記載しています。

② こどもの貧困に関する調査

内容：こどもや子育て家庭の生活実態、支援ニーズ、悩み等を調査

調査対象：町内の学校に通う小学 5、6 年生・中学 1～3 年生及び保護者

調査時期：令和 7 年 11 月 19 日～11 月 30 日

調査方法：WEB アンケート調査

調査票の配布回収方法：学校を通じて配布。回収はオンラインフォームから回答。

調査対象者数：こども 165 件、保護者 165 件

回答者数：こども 151 件（回答率：91.5%）、保護者 44 件（回答率：26.7%）

アンケート調査結果の（2）こどもの生活習慣（3）家庭の経済的負担について
（4）こどもの将来について（5）ヤングケアラーについて（8）自由意見 に記載しています。

③ 中学生・若者・保護者に対して意見聴取を実施

内容：美郷町の魅力や課題について

調査対象：中学生、概ね 45 歳以下の若者及び保護者

調査対象者数：こども 10 名、若者・保護者 12 名

調査方法：対面での聞き取り調査

調査時期：令和 7 年 10 月 20 日、11 月 30 日

アンケート調査結果の（8）自由意見 に記載しています。

アンケート調査にご協力いただき
ありがとうございました



(2) こどもの生活習慣（こどもの貧困に関する調査（こども））

① 食事の環境

■ 朝食を食べなかった日

80.8%の方が「0日」、19.2%の方が「1～2日、3～4日、5日以上」という回答でした。朝食を食べないこどもが一定数おり、食生活の改善や規則的な生活習慣の定着に向けた対策が求められます。

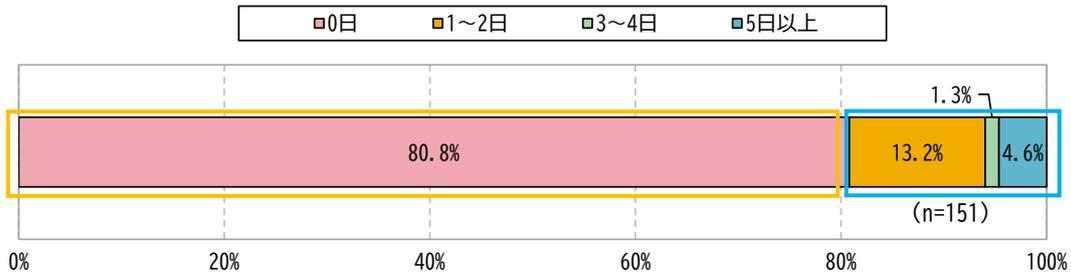


図 14 朝食を食べなかった日

■ 家族と朝食を食べなかった日

59.3%の方が「0日」、40.7%の方が「1～2日、3～4日、5日以上」という回答でした。こどもの孤食により、食卓を通じた家族とのコミュニケーション不足や食に関する知識やマナーの欠如が課題となるため、こどもの食育環境づくりが求められます。

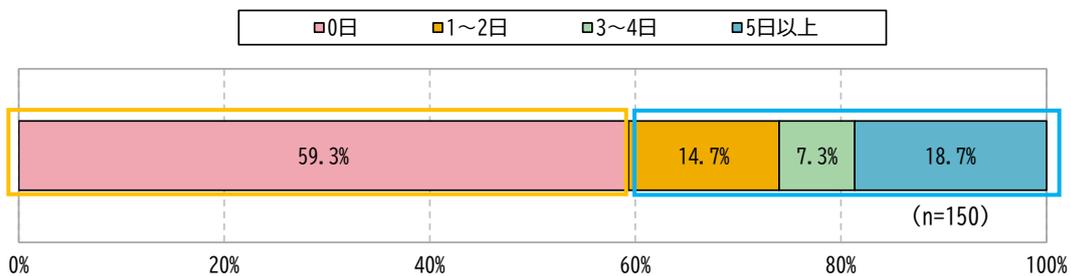


図 15 家族と朝食を食べなかった日

併せて夕食の状況についても調査を行いました。朝食と比較して「食べなかった日」や「家族と食べなかった日」は少ない結果となりました。一日の締めくくりである夕食においては、多くの家庭で団らんの時間が確保されていると考えられます。

(3) 結婚や子育てについて（こども・若者調査）

結婚・妊娠・出産・子育ては個人の自由な意思決定に基づくもので、色々な価値観や考え方を尊重することを大前提としています。結婚を希望する方に対する施策等を検討するため、15歳～39歳の方にアンケートで意見を伺いました。

① 結婚観について

■ 結婚観

72.7%の方が「結婚したい、どちらかといえば結婚したい」、9%の方が「結婚したくない、どちらかといえば結婚したくない」という回答でした。

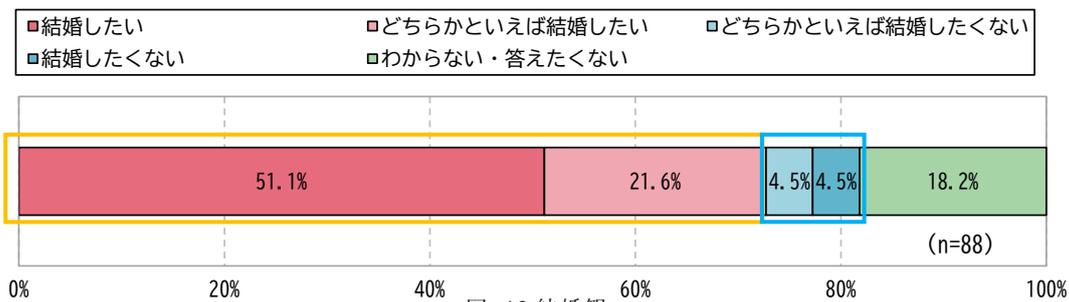


図 16 結婚観

■ 未婚または独身の理由

34.5%の方が「適切な相手にめぐり会わない」、29.9%の方が経済面という回答でした。したがって、出会いの場の提供や結婚に対する経済的不安の軽減が求められます。

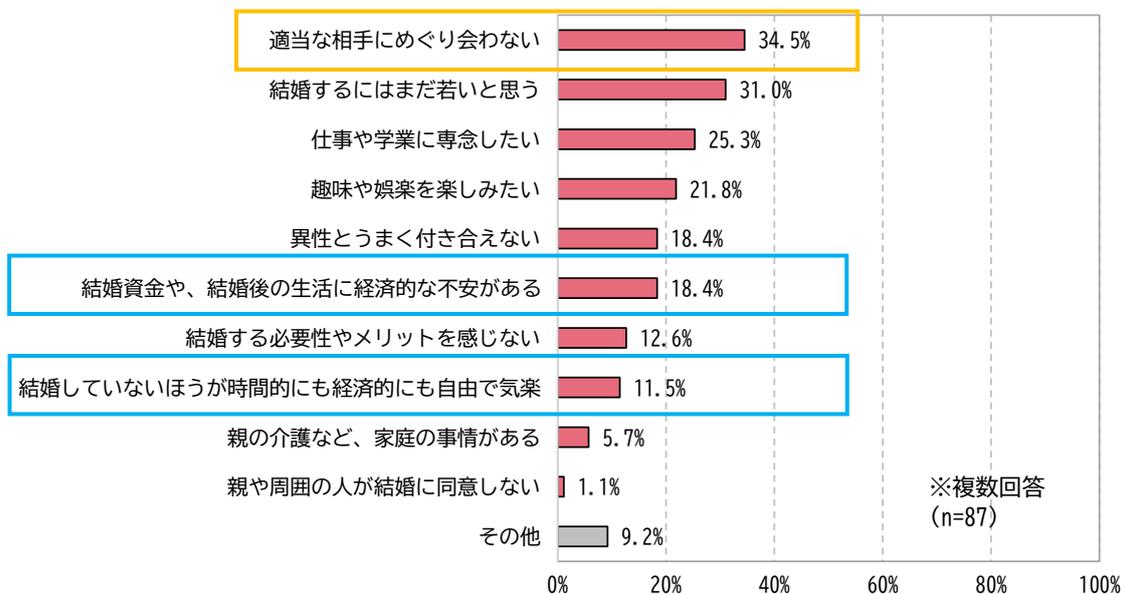


図 17 未婚または独身の理由

② 理想とするこどもの人数

「2人」、「3人」、「1人」「持つつもりはない」、「4人」、「5人」の順に多いという回答でした。

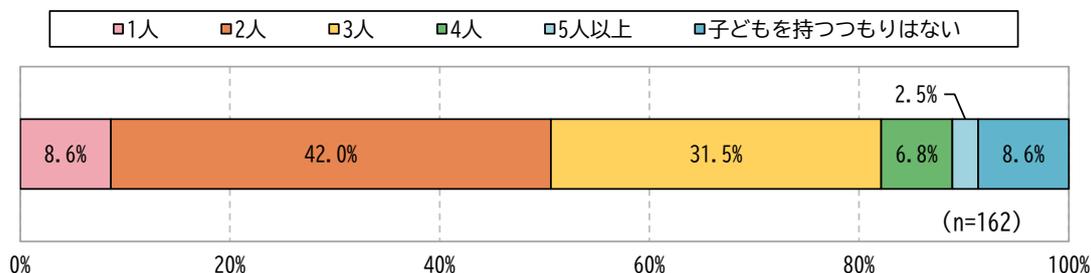


図 18 希望するこどもの人数

③ 理想とするこどもの人数を持たないと思う理由

理想とするこどもの人数を持たないと思う理由としては、金銭的な理由が最も多く、次いで仕事と子育ての両立という回答でした。したがって、経済的支援と仕事と育児を両立できる環境整備が求められます。

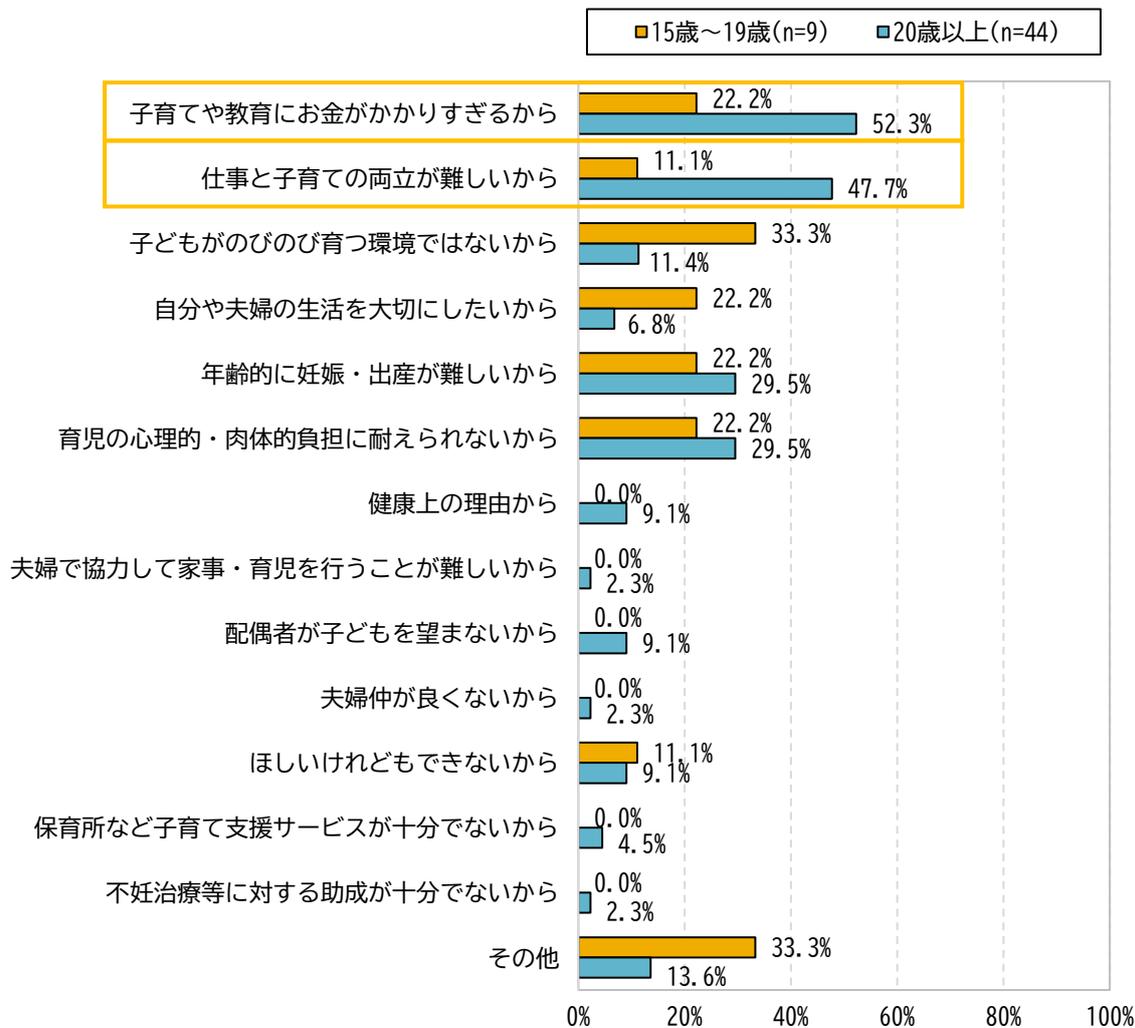


図 19 希望するこどもを持たない理由

(4) 家庭の経済的負担について（こどもの貧困に関する調査（保護者））

① 暮らしの状況

65.9%の方が「ゆとりがある」「ふつう」、34.1%の方が「苦しい」「大変苦しい」という回答でした。

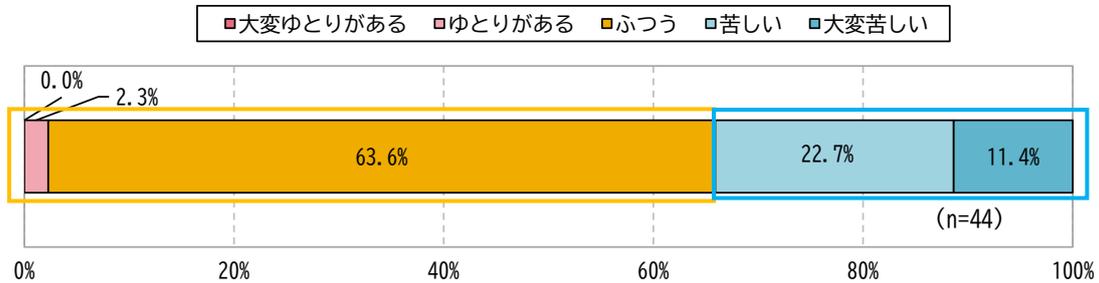


図 20 暮らしの状況

② 経済的に負担になっているもの

経済的負担になっているものとしては、生活に関する費用が最も多く、次いで教育費という回答でした。したがって、日々の生活費と教育費の負担を軽減するための支援体制が必要です。

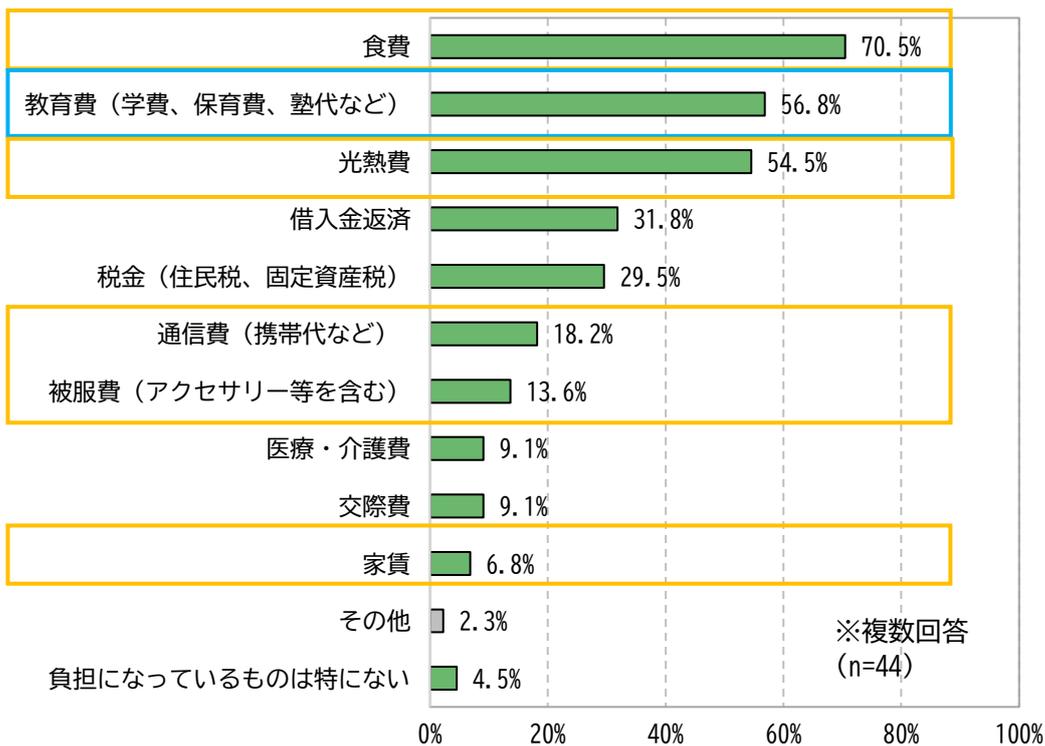


図 21 経済的負担になっているもの

(5) こどもの将来について（こどもの貧困に関する調査（こども・保護者））

① こどもの進学希望及び理由（こどもの貧困に関する調査（こども））

進学希望については、「大学などまで」という回答が最も多く、小学生で 54.4%、中学生で 52.1%でした。

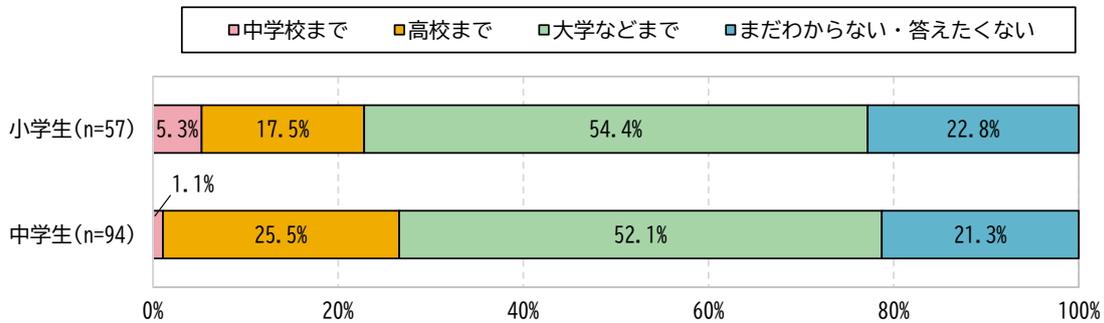


図 22 進学希望（小・中学生の回答）

進学を希望する理由としては、「希望する学校や職業があるから」という回答が最も多く、小学生で 44.2%、中学生で 51.4%でした。

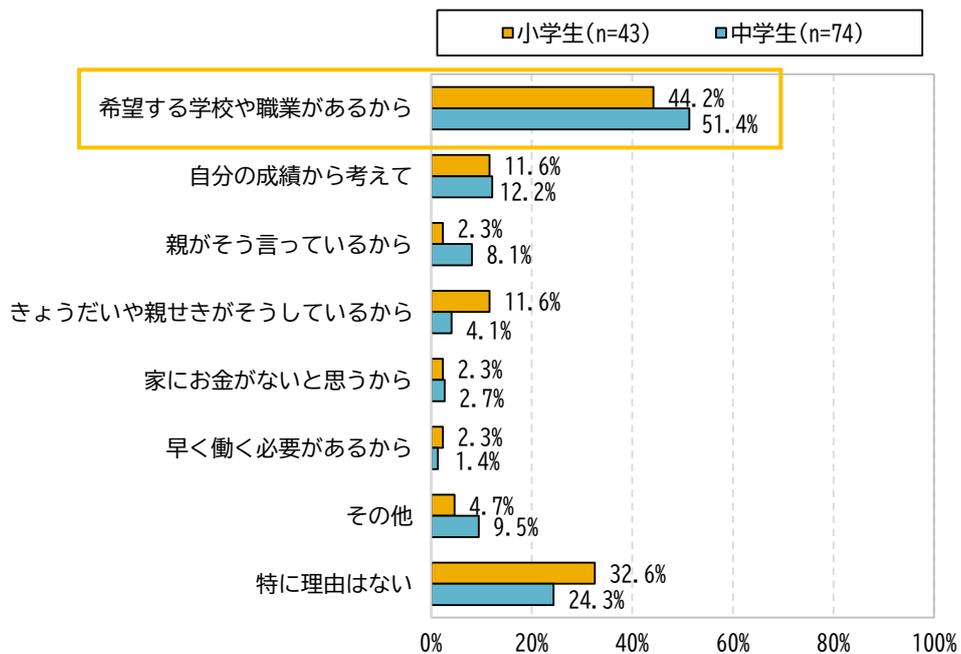


図 23 進学を希望する理由（小・中学生の回答）

② こどもの進学希望及び理由（こどもの貧困に関する調査（保護者））

こどもの進学希望については、「大学・大学院まで」、「短期大学・専門学校・高等専門学校まで」、「高校（高等学校）まで」、「まだわからない」の順に多いという回答でした

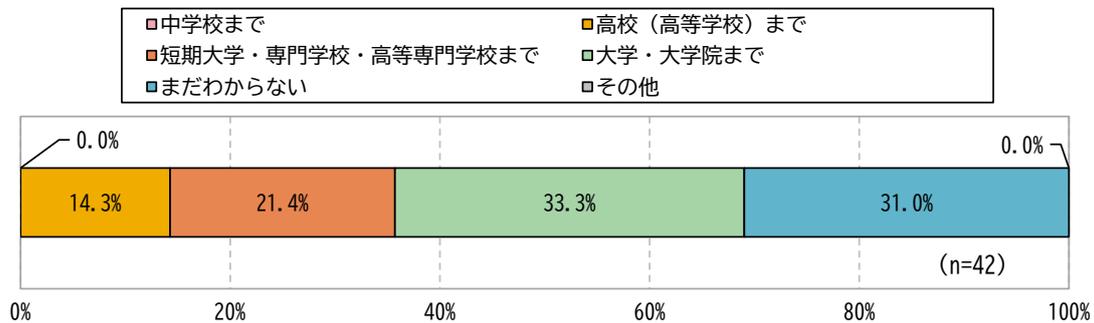


図 24 こどもの進学希望（保護者の回答）

こどもの進学を希望する理由としては、「子どもが希望しているから」という回答が最も多く、次いで「一般的な進路だと思うから」という回答でした。また、「家庭の経済的な状況から考えて」と 17.5%の方が回答しており、家庭の経済状況が進路選択に影響するため、経済的な支援が求められます。

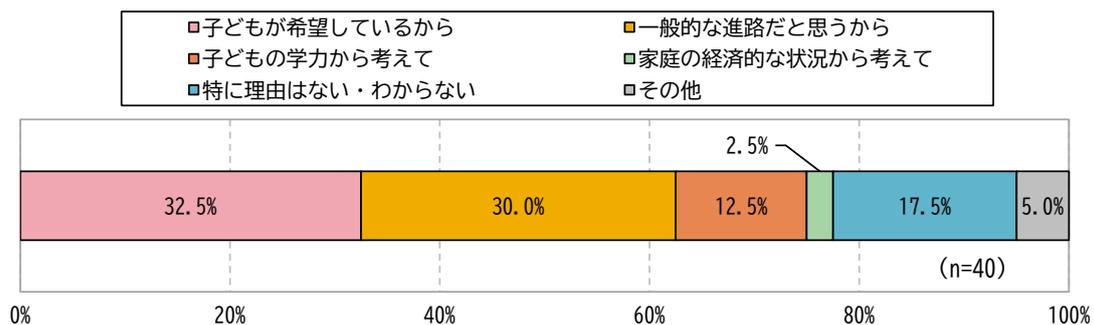


図 25 こどもの進学を希望する理由（保護者の回答）

③ こどもの進学にあたっての不安（こどもの貧困に関する調査（保護者））

全体的に「学力」及び「金銭的な負担」という回答が多い傾向にありました。また、50代では「進学先の選択」に不安を感じるという回答が過半数でした。したがって、学力向上支援と経済的支援、進路選択支援が求められます。

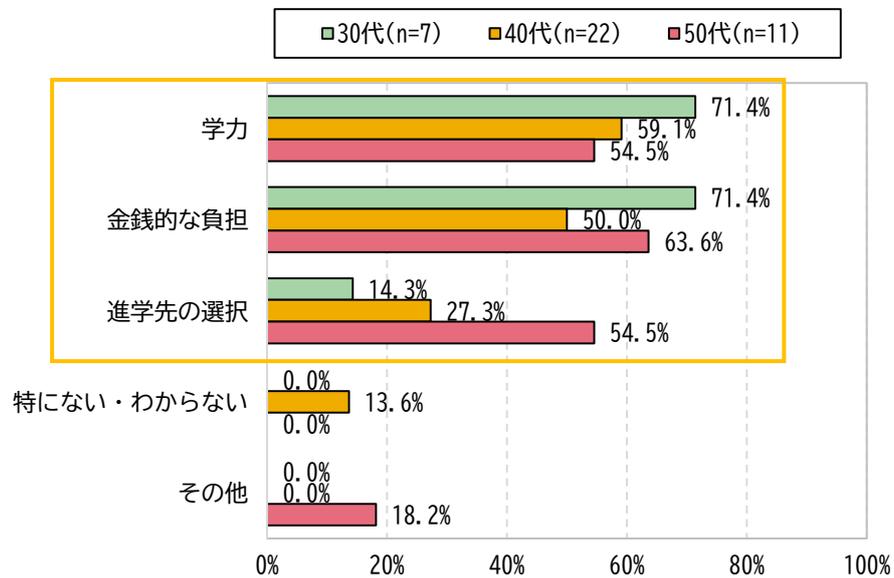


図 26 こどもの進学にあたっての不安（保護者の回答）

(6) ヤングケアラーについて（こどもの貧困に関する調査（子ども））

① お世話をしている家族の有無

「はい（いる）」と回答した人は、小学生で 19.6%、中学生で 7.5%でした。

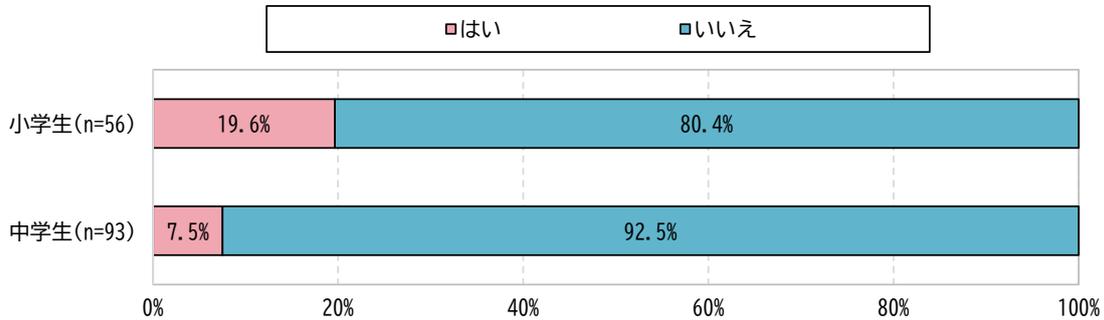


図 27 お世話をしている家族の有無

② お世話の頻度

「ほぼ毎日」という回答が最も多く、小学生で 72.7%、中学生で 85.7%でした。

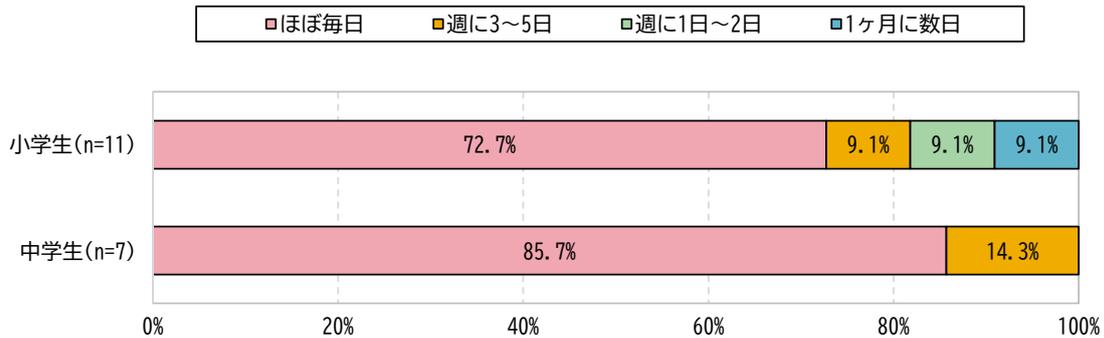


図 28 お世話の頻度

③ お世話をすることへの負担感

お世話することへの負担を感じていると回答した人は、小学生で 27.3%、中学生で 71.4%でした。なお、中学生においては過半数が負担を感じている状況でした。したがって、精神的なケアや負担軽減のためのサポートが求められます。

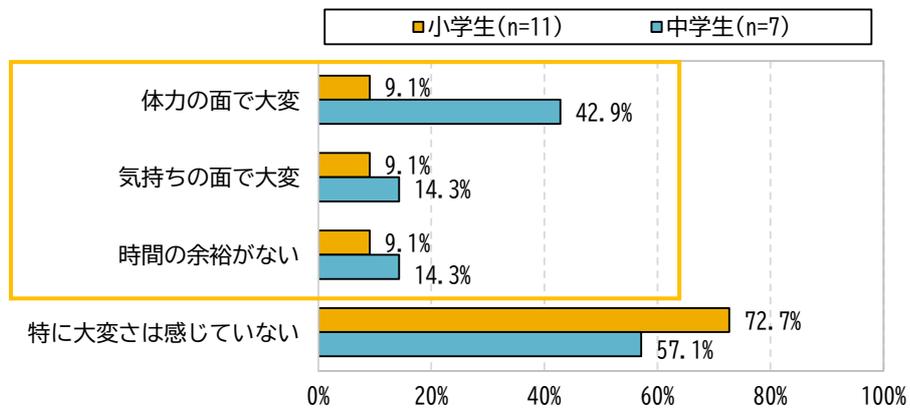


図 29 お世話をすることへの負担感

(7) 地域交流について（こども・若者調査）

① 地域住民とのかかわりの必要性

「感じる」「ある程度感じる」「災害時に感じる」という回答が76.2%と、プラスの回答が過半数でした。

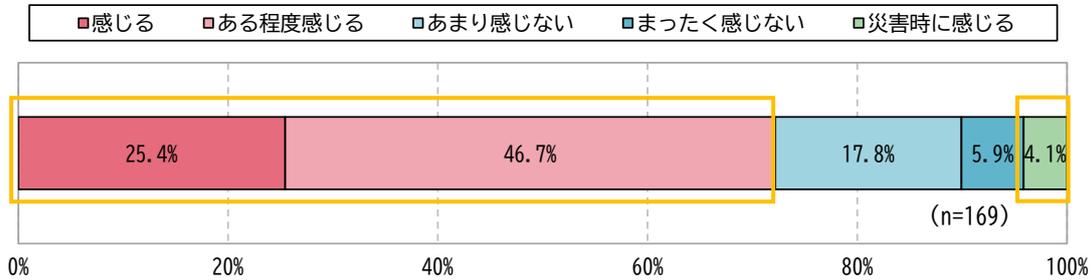


図 30 地域住民とのかかわりの必要性

② 地域住民との交流状況

「楽しく話せる」という回答が48.7%と最も多く、次いで「つながりを感じていない」という回答が31.6%で、過半数が地域住民とのかかわりを感じている状況でした。更なるつながりの促進のために、地域住民同士の交流を深めるためのイベントやコミュニティ形成支援が求められます。

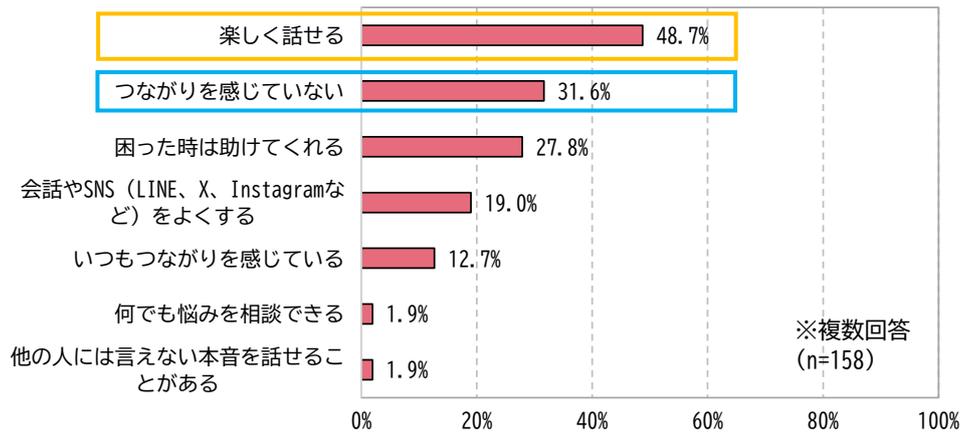


図 31 地域住民との交流状況

(8) 定住の意向について（こども・若者調査）

① 今後の定住の意向について

最も多かった回答は、15歳～19歳では「美郷町外に移り住みたい」が21.6%、20歳以上は「美郷町に住み続けたい」「町内の別の場所に住みたい」が45.8%でした。また、20歳以上も「美郷町外に移り住みたい」と約2割程度の回答がありました。

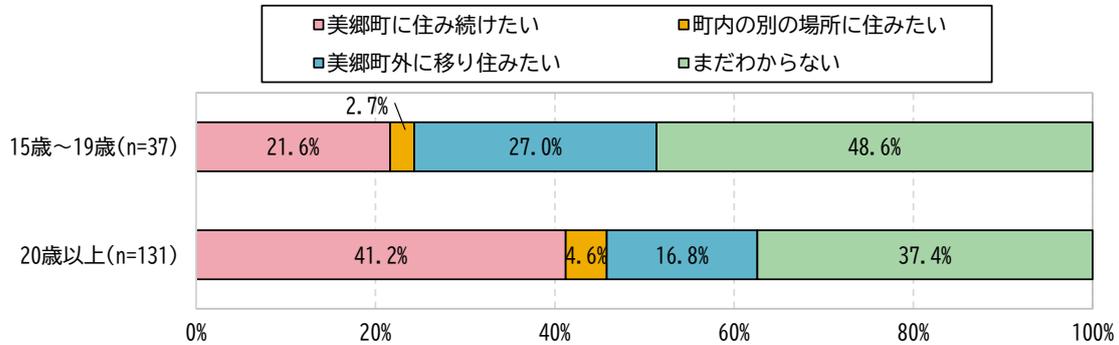


図 32 今後の移住場所の意向（年齢別）

全体的に「美郷町に住み続けたい」「町内の別の場所に住みたい」という回答が33.3～52.1%と多い傾向にありましたが、定住年数が3～5年未満の方は「美郷町外に移り住みたい」と約3割程度の回答がありました。したがって、移住後間もない層へのサポートが求められます。

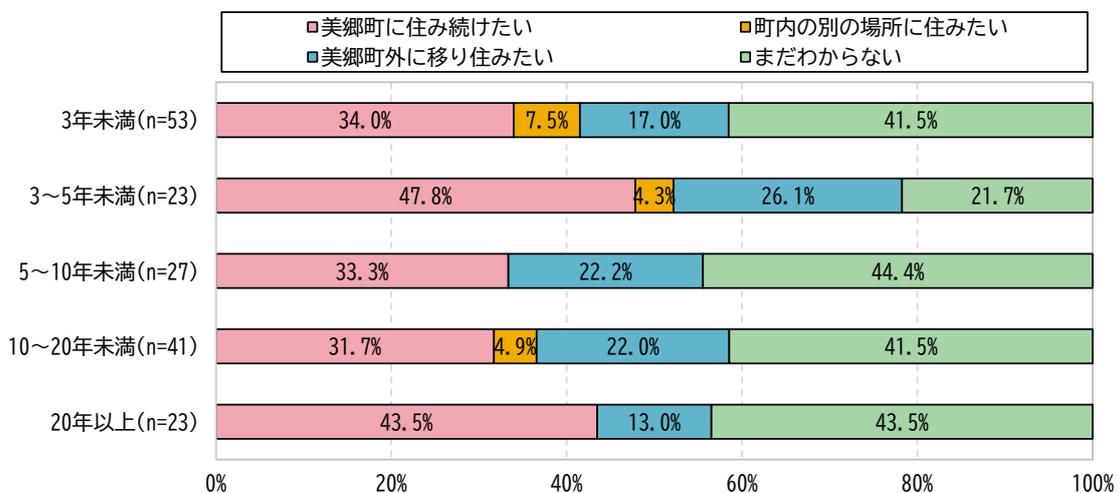


図 33 今後の移住場所の意向（定住年数別）

② 美郷町の未来

■ 美郷町への印象

「好き」「どちらかといえば好き」という回答が71.2%と、プラスの回答が過半数でした。

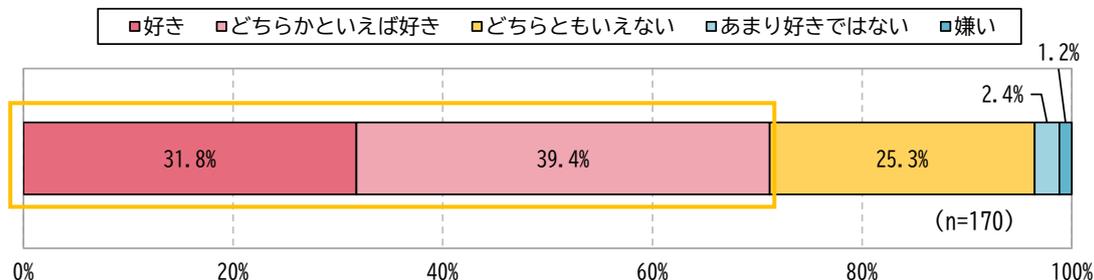


図 34 美郷町への印象

■ こども・若者への支援に必要な取組

最も多かった回答は、15歳～19歳では「こども・若者が参加しやすいイベント等の情報を提供する」が44.1%、20歳以上では「若者が就職したり、働き続けられるよう取り組む」が47.2%でした。情報提供や就職支援だけでなく、地域の活動への参加、居場所の充実、貧困家庭への支援が求められます。

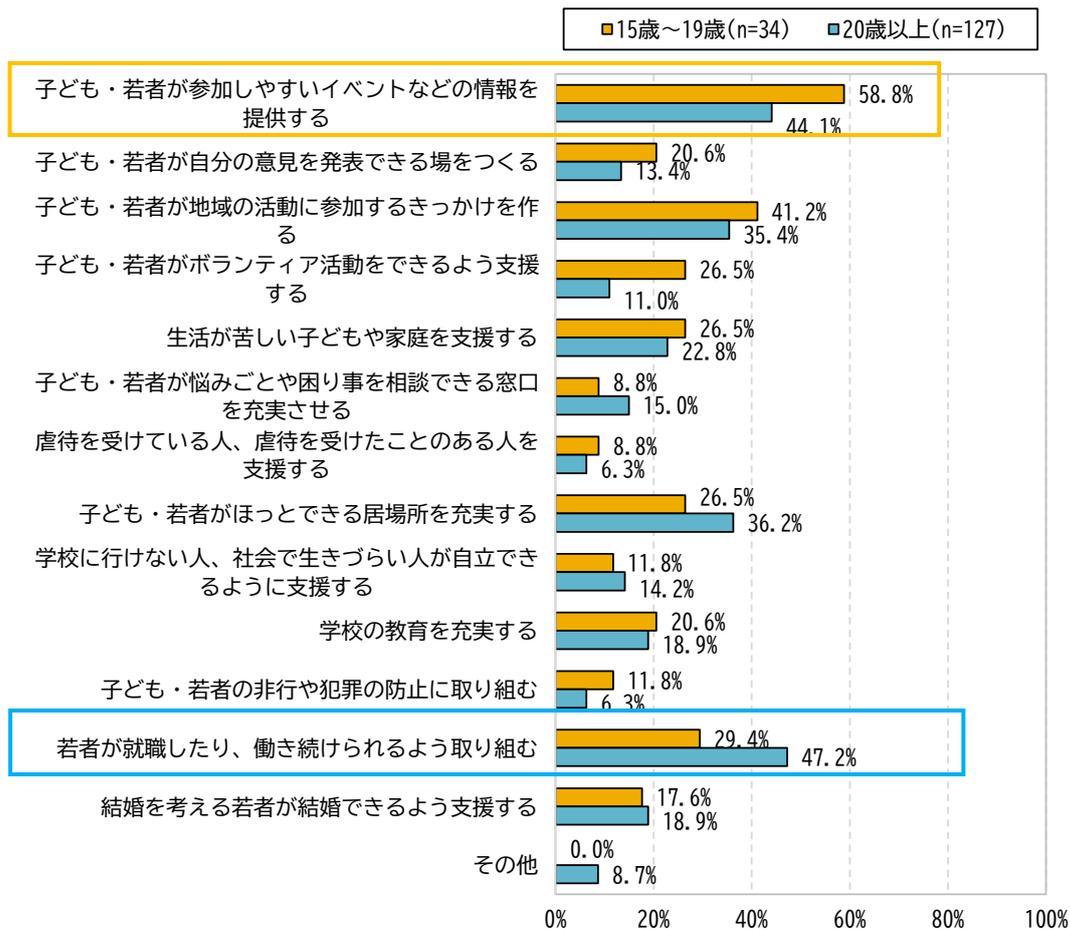


図 35 こども・若者への支援に必要な取組

(9) 自由意見

各アンケートで回答のあった自由意見についてとりまとめました。今後も、こどもや若者の意見を尊重し、施策に反映していきます。

① こども・若者調査

問：その他ご意見等あれば入力してください。

「子育て」についての意見が40%と最も多く、次いで同率で「教育」「生活環境・商業施設」についての意見が26.7%でした。

表 3 こども・若者調査の自由意見

	%	件数
子育てについて	40.0%	6
教育について	26.7%	4
生活環境・商業施設について	26.7%	4
雇用について	13.3%	2
移住について	13.3%	2
本計画に関連しない意見	33.3%	5
美郷町に対する全体的な意見	33.3%	5
その他	26.7%	4
計		32

② こどもの貧困に関する調査

■ 小学 5、6 年生・中学 1～3 年生の回答

問：周りの大人に言いたいこと（困っていること、家族にしてほしいこと、学校の先生に言いたいこと、美郷町役場にしてほしいこと等、自由に書いてください。）

「学校」についての意見が 38.9%と多く、次いで「買い物先」「居場所・交流の場」についての意見が 22.2%でした。学校、居場所、家庭、自分自身について等様々な意見が寄せられました。

表 4 こどもの貧困に関する調査の自由意見（小学 5、6 年生・中学 1～3 年生の回答）

	%	件数
学校について	38.9%	14
買い物先について	22.2%	8
居場所・交流の場について	22.2%	8
家庭環境について	16.7%	6
自分自身のことについて	16.7%	6
本計画に関連しない意見	11.1%	4
美郷町に対する全体的な意見	5.6%	2
その他	13.9%	5
計		53

■ 保護者の回答

問：子育てについて、困りごとや美郷町に伝えたいことがあれば、ご入力ください。

「子育て」「教育」についての意見が 28.6%寄せられました。

表 5 こどもの貧困に関する調査の自由意見（保護者の回答）

分類	%	件数
子育てについて	28.6%	2
教育について	28.6%	2
美郷町に対する全体的な意見	42.9%	3
その他	14.3%	1
計		8

③ 意見聴取

問：美郷町の好きなおところ、美郷町の課題について

■ 中学生の回答

美郷町の好きなおところについては、「自然・文化・観光」についての意見が16件と多く、次いで「人の良さ」についての意見が4件でした。特に自然豊かな美郷町に愛着を持つという意見が多く寄せられました。

表 6 意見聴取（中学生の回答：美郷町の好きなおところ）

分類	件数
自然・文化・観光	16
人の良さ	4
計	20

美郷町の課題については、「居場所・交流の場」についての意見が10件と多く、次いで「学校」についての意見が9件でした。特に子どもが交流できる場がなく、子どもの居場所を望む意見が多く寄せられました。

表 7 意見聴取（中学生の回答：美郷町の課題）

分類	件数
居場所・交流の場について	10
学校について	9
生活環境について	7
医療・道路・交通インフラについて	5
本計画に関連しない意見	5
美郷町に対する全体的な意見	3
その他	3
計	42

■ 若者・保護者の回答

美郷町の好きなおところについては、「自然・文化」「人の良さ」についての意見が 17 件と多く、次いで「行政サービス」についての意見が 14 件でした。人とのつながりを感じるといった意見や自然豊かな美郷町に愛着を持つといった意見が多く寄せられました。また、子育てについての支援への安心感や充実感を持っているといった意見も寄せられました。

表 8 意見聴取（若者・保護者の回答：美郷町の好きなおところ）

分類	件数
自然・文化	17
人の良さ	17
行政サービス	14
交流の場	3
道路・交通インフラ	2
美郷町に対する全体的な意見	6
その他	3
計	62

美郷町の課題については、「生活環境」についての意見が 22 件と多く、次いで「居場所・交流の場」についての意見が 18 件でした。町内での買い物が不便といった意見やこどもの居場所を望む意見が多く寄せられました。また、子育てについては保育士への支援を望む意見やこどもが習い事をするのが難しいといった意見が寄せられました。

表 9 意見聴取（若者・保護者の回答：美郷町の課題）

分類	件数
生活環境について	22
居場所・交流の場について	18
子育てについて	14
医療・道路・交通インフラについて	10
獣害について	6
移住・定住働く場所について	6
本計画に関連しない意見	10
美郷町に対する全体的な意見	1
その他	3
計	90

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

美郷町は豊かな自然に恵まれ、こどもたちが健やかに育ち、地域全体で子育てを支える環境にあります。しかし、少子化や価値観の多様化により、子育てを取り巻く環境は変化しています。

こうした中、令和5年4月にこども基本法が施行され、国においてもこども大綱が策定されました。こども大綱では、こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重するとともに、こども・若者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながらともに進めていくことが示されています。これを踏まえ、本町では第3期美郷町子ども・子育て支援事業計画から新たに「こども・若者の権利を尊重し、意見が言えるまちづくり」という考え方を取り入れます。

一方、本町においても、アンケート調査や意見聴取を通じて、3つの課題が見えてきました。第一に、将来に対する意欲はあるものの、経済的な不安や子育て・生活環境への不安が、結婚や出産といった一步を踏み出す際の壁になっていることです。第二に、世代によって抱えている悩みや求めている支援の内容が異なっており、15～19歳の若年層では進学や将来像への迷いが、20歳以上の成人層では子育てや生活の現実的な負担が課題となっていることです。第三に、悩みや困りごとを抱えていても、相談窓口が身近に感じられていないことや、支援制度の情報が必要な世帯に十分に届いていない状況があることです。

こうした課題に対応するため、基本理念「きらめく個性 みんなで育てる こどもの未来」のもと、こども一人ひとりの個性を尊重し、地域全体で成長を支える社会を目指します。

【基本理念】

きらめく個性 みんなで育てる こどもの未来

この基本理念を実現するため、4つの基本方針を定めました。まず、こども・若者の権利を尊重し、意見が言えるまちづくりを推進します。また、ライフステージに応じた切れ目のない支援を提供し、経済的不安を軽減しながら、誰もが安心して子育てができる環境を整備します。さらに、世代ごとに寄り添った施策を展開するとともに、相談窓口の充実と情報提供の工夫により、支援が身近に感じられ、必要な人に必要なタイミングで届く体制を構築します。そして、子育て家庭が孤立しないよう、地域住民、関係機関、企業、学校、行政等が連携し、地域全体で子育てを支える体制を構築します。

本計画を通じて、こどもたちが笑顔で未来を切り拓き、自分らしく豊かに成長できるよう、地域全体で子育てを支援する環境づくりを推進します。

2. 基本方針

基本理念の実現に向け、4つの基本方針を定めます。これらを基本としながら、計画を推進します。

基本方針1 こどもや若者の権利を尊重し、意見が言えるまちづくり

こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格と個性を尊重します。こども・若者の最善の利益を図るため、意見表明の機会を確保し、社会参画を促進します。

基本方針2 ライフステージに応じた切れ目のない支援で育むまちづくり

妊娠前から青年期まで、ライフステージに応じた切れ目のない支援を提供します。各段階で必要なサポートを充実させ、こども・若者がのびのびと育つ環境を整備するとともに、子育て家庭への包括的なサポートを行います。

基本方針3 誰もが健やかに成長できるまちづくり

全てのこどもが健やかに成長できる環境を整備するため、心身の成長の基礎となる食育を推進し、多様な遊び・余暇活動の機会を確保します。また、こどもの貧困対策、虐待防止、障がいのあるこどもへの支援を強化します。経済的支援、学習支援など多角的な支援体制を構築し、困難を抱えるこどもとその家庭を支えます。

基本方針4 地域ぐるみで子育てをするまちづくり

「地域全体で子育てを支える」という共通認識のもと、子育て家庭が孤立しないよう、地域住民、関係機関、企業、学校、行政等が連携した支援体制を構築します。さらに、子育てに関する情報提供や交流の場を充実させ、地域全体で子育てを支援する社会環境づくりを目指します。

3. 施策体系

基本方針 1 こどもや若者の権利を尊重し、意見が言えるまちづくり
(1) こども・若者の権利への理解促進 (2) たくましいこどもの成長と若者活躍への支援
基本方針 2 ライフステージに応じた切れ目のない支援で育むまちづくり
(1) 妊娠前～妊娠期の支援 (2) 出産期の支援 (3) 幼児期の支援 (4) 学童期・思春期の支援 (5) 青年期の支援
基本方針 3 誰もが健やかに成長できるまちづくり
(1) 遊びや余暇活動に向けた支援 (2) 心身の成長と自立に向けた支援 (3) 食育の推進 (4) 障がい児等への支援 (5) こどもの貧困や虐待・ヤングケアラーに関する取組
基本方針 4 地域ぐるみで子育てをするまちづくり
(1) こどもの居場所づくり (2) 地域による支援活動の促進 (3) 子育てしやすい環境づくり

第4章 施策内容

1. 基本方針 1 こどもや若者の権利を尊重し、意見が言えるまちづくり

(1) こども・若者の権利への理解促進

【現状と課題】

- こども大綱では、こども基本法やこどもの権利条約の趣旨や内容について、こども・若者や子育て当事者、教育・保育に携わる者を始めとする大人に対して広く周知し、社会全体で共有を図る必要があるとしています。また、こどもの権利条約の認知度を把握しつつ、その趣旨や内容についての普及啓発に取り組むことが求められており、こどもの権利に関する理解促進や人権教育の推進が課題です。
- こども・若者に対するアンケート調査では、約90%の方が意見を伝えたいという回答でした。また、こども・若者への必要な支援として、約15%の方が「こども・若者が自分の意見を発表できる場をつくる」を望んでいるという回答でした。

【施策の方向性】

- こども基本法やこどもの権利条約の趣旨・内容について、こども・若者、保護者、教育・保育関係者等、社会全体への理解促進を図ります。こども・若者が自らの権利について正しく理解し、適切に権利を行使できるよう、年齢に応じた学習機会を提供するとともに、大人に対してもこどもの権利尊重の重要性について啓発を行います。
- こども・若者が自分の意見を安心して表明できる多様な場と機会を創出します。こども・若者の声を町政に反映させる仕組みを構築するとともに、こども・若者が自らの可能性を発見し、地域社会の一員として主体的に参画できる社会環境を整備することで、こども・若者の社会参画意識の向上を図ります。
- こどもの権利に関する取組を継続的かつ体系的に実施します。また、広報誌やホームページ等の多様な媒体を活用し、こどもの権利に関する情報を分かりやすく発信することで、町民全体の理解促進と意識向上を図ります。

施策	具体的な取組内容	担当課
<p>(新規)こども・若者の権利の啓発</p>	<p>○ こども・若者の権利の啓発のため、下記の内容を実施します。</p> <p>こども向け権利学習会 ：こどもたちが権利について学び、意見表明の方法を習得するワークショップを実施します。</p> <p>若者・保護者向け講演会 ：こどもの権利に関する知識やこども基本法についての理解を深めるための講演会を開催します。</p> <p>広報活動 ：こどもの権利に関する情報を町広報誌やホームページ等で発信します。</p>	<p>健康福祉課 教育委員会 企画推進課</p>
<p>(新規)こども・若者の社会参画や意見表明の機会の充実</p>	<p>○ こどもや若者の意見を聴取する機会を創出し、こども・若者の社会参画を促すため、下記の内容を実施します。</p> <p>みさと学習の成果発表 ：総合的な学習として各中学校で「みさと学習」を実施し、こどもたちが町の課題について議論し、提言を行う機会を設けます。</p> <p>意見箱の設置 ：こどもたちが気軽に意見や要望を伝えられる意見箱を町内各所に設置します。</p>	<p>健康福祉課 教育委員会 議会事務局</p>

(2) たくましいこどもの成長と若者活躍への支援

【現状と課題】

- こども大綱では、遊びや体験活動がこども・若者の健やかな成長の原点であるとし、地域資源も生かした遊びや体験の機会や場を意図的・計画的に創出する必要があります。特に、地域や成育環境によって体験活動の機会に格差が生じないように配慮することが重要であり、若い世代が希望と意欲に応じて社会で活躍できる環境整備が求められています。また、こども・若者が一人ひとり長所を伸ばし、才能を開花させ、未来を切り拓いていけるよう支援することが課題です。
- こども・若者に対するアンケート調査では、地域の人とのかかわりについて、「つながりを感じていない」と約3割の回答がありました。

【施策の方向性】

- 美郷町の豊かな自然環境や地域文化、産業を活用し、こども・若者が多様な体験や学習に取り組める機会を意図的・計画的に創出します。農業体験、伝統文化体験、世代間交流等を通じて、郷土愛を育むとともに、こども・若者の興味・関心や才能を発見・伸長できる環境を整備します。
- 資格取得支援やビジネスプランコンテスト等を通じて、こども・若者が自らの可能性を発見し、将来への目標や夢を持てるよう支援します。
- 一人ひとりの長所や特性を活かしながら、主体的に学び、挑戦する意欲を育み、将来のキャリア形成に必要なスキルや知識の習得を促進します。
- 起業支援、多様な働き方の推進、新たな就業機会の創出等により、若者が希望と意欲に応じて地域で活躍できる環境を整備します。サテライトオフィスの設置や就農研修制度、商工業支援、地元企業との交流等を通じて、若者の地域定着を促進し、地域経済の活性化と持続可能な地域づくりを推進します。



施策	具体的な取組内容	担当課
体験学習や交流事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育所において、野菜づくりや神楽指導・発表等を通して地域の方との交流を図ります。また、高齢者介護施設への慰問を実施します。 ○ 小学校において、総合学習として農作業の体験学習や地域資源を生かしたふるさと学習を実践し、郷土愛の育みを支援します。 	教育委員会
みさとと。ステップアップ（美郷町小中学生資格取得等応援事業）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小中学生に対し、みさとと。ステップアップを実施することにより、将来のキャリア形成に必要なスキルを支援します。みさとと。ステップアップでは、漢字検定や英語検定等の資格に合格した小中学生に美郷町内の取扱店での支払いに使用できる「みさとと。pay ポイント」を付与します。 	教育委員会
みさとと。ビジネスプランコンテストの実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ みさとと。ビジネスプランコンテストを実施することにより、若者の斬新なアイデアを事業化する機会を設け、地域課題の解決や町の強みを活かした事業を展開し、新たな雇用創出の場を生みだします。 	産業振興課
サテライトオフィスの設置	<ul style="list-style-type: none"> ○ 美郷町内にサテライトオフィスを設置し、起業支援や多様な働き方への支援等を行います。 	活気あふれる町づくり課
ミニトマト就農研修制度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 就農希望者を対象に、ミニトマト栽培の研修機会を提供することで、地域での新たな就業機会とキャリア形成を支援します。 	産業振興課
美郷町地域商工業等支援事業費補助金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 町内事業者を対象に、町内商工業機能の維持に関する取組、地域の特色を生かした異業種への参入や空き家・空き店舗を活用した起業等の商工業の新たな仕組みづくり、新たな特産品の研究・開発及び生産を支援することで地域経済の活性化と商工業の振興を図ります。 	産業振興課
就労支援と定着支援の連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 就職支援に加え、就職後の定着支援を強化します。定期的なフォローアップ面談や、若手社会人同士の交流会を開催し、早期離職の防止を図ります。 	健康福祉課 活気あふれる町づくり課 産業振興課
（新規）地元企業との交流機会の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ○ 企業の雰囲気や働きがいや伝わるような、経営者や若手社員との座談会やインターンシップを拡充します。 	健康福祉課 産業振興課
（新規）若者が主体となる活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 若者が企画・運営するイベントや地域貢献活動に対して、助成事業等の情報提供を行い、若者の社会参画と自己実現を支援します。 	健康福祉課 活気あふれる町づくり課

2. 基本方針 2 ライフステージに応じた切れ目のない支援で育むまちづくり

(1) 妊娠前～妊娠期の支援

【現状と課題】

- こども大綱では、こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供に重点的に取り組むこととしています。
- ライフステージに応じた切れ目のない支援をしていくため、子育て支援ファイル『はぐみん』を活用して関係団体と連携をとりながら支援していく必要があります。
- 妊婦の健康が確保されるよう、妊婦健診等の母子保健における健康診査、保健指導、健康相談等の充実を図っていく必要があります。
- 保護者に対するアンケート調査では、「妊娠期からの子育て家庭への支援」を望む意見があり、こども・若者に対するアンケートでは約 90%の方が「可能ならこどもを持ちたい」という回答でした。
- こども・若者アンケート調査では、「理想の数の子どもを持ってそうにないと思う理由」で「年齢的に妊娠・出産が難しいから」と約 3 割の方が回答しており、不妊・不育症に関する正しい知識と支援体制の強化が必要です。
- 婚姻届出時に不妊治療に関する情報提供をしています。治療助成をする妊婦が増えています。

【施策の方向性】

- 若い世代の方々に妊娠前から結婚・出産などのライフプランを考え、妊娠前からの健康管理（プレコンセプションケア）を実践できるよう研修会の開催や啓発媒体の配布などの取り組みを強化します。
- 妊娠届出に基づく母子健康手帳の交付や妊婦健康診査費用の助成等妊娠初期から地域担当の保健師が健康管理の支援と保健指導を適切に行います。
- 子育てに関する経済的負担の軽減として、妊婦のための支援給付等を実施しています。今後も引き続き実施し、子育て費用の負担の軽減に努めます。
- 妊婦の口腔衛生及び生まれてくるこどもの歯と口腔の健康づくりのため、歯科検診及び保健指導を継続・実施します。
- 不妊治療に係る費用の一部を助成します。効果的な助成のあり方について検討するとともに、これから妊娠出産を考えている人に対して、望ましい生活習慣や妊娠に関する知識の普及を行い、不妊に関する啓発に努めます。

施策	具体的な取組内容	担当課
(新規) 妊娠前からの健康管理に関する取り組み	○ 日々の生活や健康に向き合い妊娠前からの健康管理を実践できるよう、保育所、小・中学校で性や身体に関する学習を実施します。	健康福祉課
妊婦のための支援給付	○ 子ども・子育て支援法の改正により、令和7年4月1日から「妊婦のための支援給付」が開始しました。妊娠時から出産・子育てまで切れ目のない総合的な支援を行うことを目的に、児童福祉法に基づく「妊産等包括相談支援事業」による面談等と併せて実施します。	健康福祉課
妊婦健康診査費用・通院費の助成	○ 医療機関での健診を14回分無料で受診できるようにし、また、通院費を一部助成し、経済的な負担を軽減します。	健康福祉課
妊婦歯科検診の実施	○ 妊娠期間中の歯科検診を1回無料で受診できるようにし、経済的な負担を軽減します。	健康福祉課
産婦健康診査費用の助成	○ 産後約2週間及び1月の時期にそれぞれ1回、産婦健診を受診した方に、費用の助成を行い、経済的な負担を軽減します。	健康福祉課
予防接種費の助成	○ 子宮頸がんや妊婦のインフルエンザ等の任意予防接種費を助成し、ウイルスのまん延及び重症化を防ぎます。	健康福祉課
相談環境の充実	○ 令和6年4月1日に「美郷町こども家庭センター」を開設し、妊産婦と全てのこども、そしてその家族が抱える悩み事の相談やサポートを行っています。このセンターは、妊娠・出産・子育てを支援する母子保健機能と、児童虐待やヤングケアラーへの相談・支援を行う児童福祉機能を統合した組織であり、切れ目のない一体的な支援を提供します。	健康福祉課
オンライン相談の実施	○ スマートフォンで医師（小児科医、産婦人科医、助産師）への無料相談ができるようにし、妊娠・出産・子育てにおいて、保護者に寄り添いながら、切れ目のない子育て支援を行います。	健康福祉課
(新規)不妊・不育症に関する情報提供・相談体制の強化	○ 正しい知識の普及や相談体制を強化し、当事者が孤立しない環境を整備します。	健康福祉課

施策	具体的な取組内容	担当課
不妊治療費等の助成	<p>○ 不妊治療等を受けている夫婦の経済的な負担を軽減するため、下記の助成を行います。</p> <p>一般不妊治療費助成 ：医療保険の適用となる一般不妊治療（タイミング法、人工授精）及び検査等に要した治療費の自己負担額の一部を助成します。（文書料、個室料等の治療に直接関係のない費用、高額療養費制度適用部分は除く。）</p> <p>生殖補助医療費助成 ：医療保険適用となる生殖補助医療（体外受精・顕微授精）に要した治療費の自己負担額の一部を助成します。（文書料、個室料等の治療に直接関係のない費用、高額療養費制度適用部分は除く。）</p> <p>不育症治療費等助成 ：不育症の治療に要した医療費の自己負担額の一部を助成します。（文書料、個室料等の治療に直接関係のない費用は除く。）</p>	健康福祉課

(2) 出産期の支援

【現状と課題】

- 妊婦の出産前後の不安や負担が大きい状態です。産後ケアや相談体制が十分でなく、孤立感を感じる家庭もあり、経済的負担も課題です。
- 保護者に対するアンケート調査結果より、「子育てに関する不安や悩みがある」「子育てに関する情報アクセスへの課題」等があることが分かりました。

【施策の方向性】

- 産後ケア事業を充実させ、相談しやすい体制を構築します。経済的支援策を強化し、安心して出産・育児に臨める環境を整備します。
- 子育てに関する経済的負担の軽減として、妊婦のための支援給付等を実施します。今後も引き続き実施し、子育て費用の負担の軽減に努めます。

施策	具体的な取組内容	担当課
妊婦のための支援給付 ※再掲	○ 子ども・子育て支援法の改正により、令和7年4月1日から「妊婦のための支援給付」が開始しました。妊娠時から出産・子育てまで切れ目のない総合的な支援を行うことを目的に、児童福祉法に基づく「妊産等包括相談支援事業」による面談等と併せて実施します。	健康福祉課
相談環境の充実 ※再掲	○ 令和6年4月1日に「美郷町こども家庭センター」を開設し、妊産婦と全てのこども、そしてその家族が抱える悩み事の相談やサポートを行っています。このセンターは、妊娠・出産・子育てを支援する母子保健機能と、児童虐待やヤングケアラーへの相談・支援を行う児童福祉機能を統合した組織であり、切れ目のない一体的な支援を提供します。	健康福祉課
オンライン相談の実施 ※再掲	○ スマートフォンで医師（小児科医、産婦人科医、助産師）への無料相談ができるようにし、妊娠・出産・子育てにおいて、保護者に寄り添いながら、切れ目のない子育て支援を行います。	健康福祉課
出産育児一時金の給付	○ 医療保険制度により出産育児一時金を給付します。出産育児一時金は加入者が妊娠4か月（12週）以降で出産したとき（死産・流産を含む）、申請により支給されます。ただし、会社等を辞めてから6か月以内の出産の場合、前の保険から支給される場合もあります。	住民課
産後ケア事業	○ 助産師や保健師が訪問し、授乳指導、乳房ケア、育児相談等を提供し、産後のお母さんの心身の回復を促進するとともに、赤ちゃんのお世話を安心して行うことができるよう支援します。	健康福祉課

(3) 幼児期の支援

【現状と課題】

- こども大綱ではこどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供に重点的に取り組むこととしており、乳幼児期からの予防的な関わりを強化し、成長段階に応じた疾病予防と健康づくりを切れ目なく推進することが重視されています。
- 歯科保健については、美郷町第3期健康づくり計画によると、むし歯のあるこどもが多く、歯周病のこどももいる状況です。
- 保育サービスについては、こどもの幸せを第一に考えるとともに、利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえてサービスの提供体制を整備することが求められています。
- 保護者に対するアンケート調査では、就労状況について、過半数の方が「就労している」という回答でした。それに伴い、保育ニーズに対応する保育サービスを充実していくことが必要です。
- 病児保育については町内で対応ができておらず公立邑智病院（邑南町）が実施している事業を利用されている状況です。町内で可能な病後児保育、体調不良時対応型の病児保育等の見直しが必要です。なお、病後児保育については町内で対応可能です。
- こども大綱では、「こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援」を掲げられており、保育の質の維持・向上には保育士の安定的な確保が不可欠です。また、アンケートの自由記述や意見聴取で保育士の処遇改善を求める意見が多数ありました。
- こども大綱では「こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援」を掲げられており、保育士や子育て支援員の確保が必要です。
- こども大綱では、こどもの成長と遊びの充実について重点的に取り組むこととしており、特に幼児期からの多様な遊びや体験を通じた心身の健やかな成長が重視されています。
- 保護者に対するアンケート調査結果より、「子育てに関する不安や悩みがある」「子育てに関する情報アクセスへの課題」等があることが分かりました。

【施策の方向性】

- 妊娠届出に基づく母子健康手帳の交付や乳幼児の訪問事業を実施する等、妊娠初期から乳幼児期まで地域担当の保健師が健康管理の支援と保健指導を適切に行います。
- 子育てに関する経済的負担の軽減として、こども医療費助成等を実施しています。今後も引き続き実施し、子育て費用の負担の軽減に努めます。
- こどもの歯と口腔の健康づくりのため、歯科検診及び保健指導の継続・実施します。
- こどもの疾病予防のため、予防接種の勧奨及び情報提供を行います。今後も、継続して予防接種の勧奨及び啓発、情報提供を実施します。
- 多様な保育ニーズへの対応として、引き続き、延長保育、一時保育、障がい児保育等の充実・実施を目指します。また、近隣の町内外の医療機関と連携をとり、病児・病後児保育の周知・充実を目指します。
- 幼児教育アドバイザーを設置し、島根県幼児教育センター等と連携し研修を実施する等幼児教育の推進に努め、質の高い保育の提供をめざします。
- こどもたち一人ひとりが豊かな心を持ち、個性や創造力を伸ばしながら、自立心と社会性を育むことができるよう、保育内容を充実します。
- 保育の目標や求める成果を明確化し、計画を立て保育技術と質の向上を図ります。
- 保育所と小学校間の連携を図るため、合同で研修できる場や交流を図れる場を提供するとともに、各施設間の情報や子育て支援に係る情報の提供を行います。
- 幼児が遊びを通じて楽しみながら健やかな身体づくりができる環境を整備します。
- 働きやすい環境を整備し、保育士の定着と確保を図ります。
- 研修や多様な働き方を取り入れ、保育士や子育て支援員の確保を図ります。
- 保護者が気軽に相談でき、必要な情報を入手できる環境を整えます。



施策	具体的な取組内容	主な担当課
新生児聴覚検査費助成	○ 新生児の聴覚検査にかかる費用を助成し、障がいや早期に発見し、早期の支援を行います。	健康福祉課
未熟児養育医療給付制度	○ 身体の発育が未熟なまま生まれ、入院を必要とする乳児に対して、その治療に必要な医療費を公費で負担することで、経済的な負担の軽減やこどもの発育の支援を行います。養育医療給付を受けることができるのは、全国の指定養育医療機関での治療に限られます。	住民課
乳幼児・妊産婦の訪問事業の実施	○ 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。	健康福祉課
乳幼児健康診査の実施	○ 乳幼児健康診査が無料で受診でき、経済的な負担を軽減します。(4～5か月児・9～10か月児・1歳6か月児・3歳児・4～5歳児) ○ また、医療機関で利用できる2回分の受診券を発行します。(生後1カ月、9カ月～1歳の健診時に使用)	健康福祉課
予防接種費の助成	○ 生後6か月以上高校生3年生に相当する年齢以下のこどものインフルエンザ等の任意予防接種費を全額助成し、ウイルスのまん延か及び重症化を防ぎます。	健康福祉課
離乳食教室・食育教室の実施	○ 離乳食教室や幼稚園と連携した食育教室を通じ、正しい食習慣づくりの啓発と実践支援を行います。 離乳食教室：年2回開催 食育教室：各保育所・小中学校等で年1回開催	健康福祉課
歯科予防教室・フッ素塗布・フッ素洗口事業の実施	○ フッ素塗布(2歳6か月～4歳)、フッ素洗口(4歳児～中学生)の費用を全額助成し、むし歯や歯周病の予防を行います。	健康福祉課
母子保健歯科保健連絡会の定期開催	○ 保育所、小中学校の代表者及び歯科医、歯科衛生士が集まり情報共有等を行います。年1回開催。	健康福祉課
子育て支援センターの開所	○ 在宅で育児されている保護者並びに乳幼児を対象に、子育てや親子遊び等を通じ、乳幼児並びに保護者同士の交流を図ります。	健康福祉課
特別保育(土曜保育、延長保育、一時保育)の実施	○ 保育ニーズに合わせ、下記の内容を実施します。 土曜保育：保護者の就労形態等により土曜日に保育が困難な児童の保育を行います。 延長保育：保護者の就労形態により基準保育時間内に送迎が困難な児童の保育時間を延長して保育を行います。 一時保育：一時的に保育が必要な場合に、原則ひと月10日を限度として保育を行います。	健康福祉課
保育料等の無料化	○ 保育料や給食費を無料化し、経済的な負担を軽減します。	健康福祉課
障がい児保育事業の実施	○ 保育所等への訪問を行い、障がい児が集団生活に適應するための専門的な支援を行います。	健康福祉課

施策	具体的な取組内容	主な担当課
病児保育の見直しと実施	○ 町内で可能な病後児保育、体調不良時対応型の病児保育等を見直しを行います。	健康福祉課
保育評価の推進	○ 保育の目標や求める成果を明確化し、計画を立て保育技術と質の向上を図ります。	教育委員会 健康福祉課
幼児教育アドバイザーの設置、研修の実施	○ 幼児教育アドバイザーを設置し、島根県幼児教育センター等と連携し研修を実施する等幼児教育の推進に努めます。	健康福祉課
(新規) 保育士の業務負担軽減と処遇改善	○ 事務作業員の配置、補助制度の創設・見直しの実施等、保育士が働き続けやすい環境を整備します。	健康福祉課
(新規) 潜在保育士や子育て支援員の働き方支援	○ 潜在保育士や子育て支援員を対象とした研修や、短時間勤務等の多様な働き方の導入を支援します。	健康福祉課
(新規) こどもの身体づくり支援	○ 幼児が遊びながら体を動かすことができる環境づくりを図り、生涯に渡り健康に過ごすための身体づくりを支援します。	健康福祉課 産業振興課
体験学習や交流事業の実施 ※再掲	○ 保育所において、野菜づくりや神楽指導・発表等を通して地域の方との交流を図ります。また、高齢者介護施設への慰問を実施します。	教育委員会
相談環境の充実	○ 令和6年4月1日に「美郷町こども家庭センター」を開設し、妊産婦と全てのこども、そしてその家族が抱える悩み事の相談やサポートを行っています。このセンターは、妊娠・出産・子育てを支援する母子保健機能と、児童虐待やヤングケアラーへの相談・支援を行う児童福祉機能を統合した組織であり、切れ目のない一体的な支援を提供します。	健康福祉課
オンライン相談の実施	○ スマートフォンで医師（小児科医、産婦人科医、助産師）への無料相談ができるようにし、妊娠・出産・子育てにおいて、保護者に寄り添いながら、切れ目のない子育て支援を行います。	健康福祉課
(新規) 発達巡回相談の実施	○ 保育所と連携し、保護者や保育者に対して発達や子育てに関する巡回相談を実施し、子育てに関する精神的負担を軽減します。	健康福祉課
教育相談の実施	○ 学校と連携し、保護者・教員を対象に専門家による教育相談会を実施し、保護者の精神的な負担を軽減します。	教育委員会
就学前教育・保育と小学校の連携	○ 合同で研修できる場や交流を図れる場を提供するとともに、各施設間の情報や子育て支援に係る情報の提供を行い、保育所と小学校間の連携を図ります。	教育委員会 健康福祉課

(4) 学童期・思春期の支援

【現状と課題】

- こども大綱ではこどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供に重点的に取り組むこととしており、乳幼児期からの予防的な関わりを強化し、成長段階に応じた疾病予防と健康づくりを切れ目なく推進することが重視されています。
- 次世代を担うこどもたちが個性豊かに生きる力を伸ばせるよう、学校の教育環境等の充実を図っていくことが必要です。
- 中学校区ごとにコーディネーターを配置し、小中9年間を通した系統性のあるふるさと教育を、学校教育と社会教育が連携して展開するようにしています。
- 近年、学力や運動能力の低下、不登校等、学校が抱える様々な問題が顕在化しており、これらに関しては関連計画で取組を行っています。地域や保護者、関係機関が連携し、信頼できる開かれた学校づくりを行うとともに、社会総がかりでこどもたちを育む教育環境を推進していくことが重要です。
- こどもに対するアンケート調査では、朝食や夕食を欠食している、8時間以上の睡眠時間が取れていないこどもがいることが分かりました。また、学習習慣の定着、学校生活での様子（忘れ物が多い、提出物の遅れ等）、悩み事を相談できる相手の偏り等の課題が分かりました。
- 保護者に対するアンケート調査結果より、「子育てに関する不安や悩みがある」「子育てに関する情報アクセスへの課題」等があることが分かりました。
- アンケートの自由記述や意見聴取で「遊べる場所を増やして欲しい」「図書館が休みだったり、学校が休みの時勉強できる場所がほしい」といった意見があり、家庭や学校以外の多様な居場所のニーズがあります。
- 保護者に対してのアンケート調査では、現在の生活は「生活にゆとりがない」と約30%の回答があり、食費や教育費等が負担になっているという回答が多くみられました。

【施策の方向性】

- こどもの疾病予防のため、予防接種の勧奨及び情報提供を行います。今後も、継続して予防接種の勧奨及び啓発、情報提供を実施します。
- こどもたち一人ひとりが豊かな心を持ち、個性や創造力を伸ばしながら、自立心と社会性を育むことができるよう、教育内容を充実します。
- 次代の担い手であるこどもを、社会の変化の中にあっても力強く生きていけるよう育成するとともに、こども一人ひとりに応じたきめ細かな指導を行います。
- ふるさと教育の実践を図るため、総合的な学習の時間等を活用し、より探究的な課題に取り組む等内容の充実に努めます。
- 小中学校で一人一台のタブレット配備を行う等学校ICTの環境整備はほぼ完了しました。今後はこれらのICT機器を活用し、「個別最適化」された学習環境を目指します。
- 児童生徒にしっかりとした勤労観や職業観を身につけさせるため、キャリア教育の推進を図ります。また、職場体験で学習したことを日常生活に結びつける取組を推進します。
- 外国語指導助手（ALT）等の活用により、児童生徒が楽しみながら英語を使用する、外国の生活や文化等に慣れ親しむ等の学習を通して、英語学習への意欲を高めるとともに、多様な人とのふれあいを通じて、児童生徒のコミュニケーション能力を養います。
- 安全を確保した上で、地域とともに、開かれた学校づくりを行います。
- 保護者が気軽に相談でき、必要な情報を入手できる環境を整えます。
- 保育所と小学校間の連携を図るため、合同で研修できる場や交流を図れる場を提供するとともに、各施設間の情報や子育て支援に係る情報の提供を行います。
- 子育てに関する親の不安を解消し、よりよい親子関係を築くために「親学」を実施します。
- こどもが相談できる相手の選択肢を増やし、多様な悩みに対応できる相談体制を構築します。
- メディアの正しい使い方を親子で考える機会を設けます。
- 中高生向けにフリースペースを設置し、家庭や学校外の居場所づくりを推進します。
- 経済的に困難を抱える家庭が安心して子育てできるよう、生活費や教育費の負担軽減を図ります。

施策	具体的な取組内容	主な担当課
予防接種費の助成 ※再掲	○ 生後 6 か月以上高校生 3 年生に相当する年齢以下のこどものインフルエンザ等の任意予防接種費を全額助成し、ウイルスのまん延か及び重症化を防ぎます。	健康福祉課
歯科予防教室・フッ素塗布・フッ素洗口事業の実施 ※再掲	○ フッ素塗布（2 歳 6 か月～3 歳）、フッ素洗口（3 歳児～中学生）の費用を全額助成し、むし歯や歯周病の予防を行います。	健康福祉課
公営塾の開講	○ 中学生を対象とした利用料無料の公営塾「あつまれ修行の森 まな坊」を開講し、学習の支援を行います。	教育委員会
体験学習や交流事業の実践 ※再掲	○ 小学校において、総合学習として農作業の体験学習や地域資源を生かしたふるさと学習を実践し、郷土愛の育みを支援します。	教育委員会
I C T を活用した教育の推進	○ 町内の小中学校すべてに 1 人 1 台タブレットを整備、各教室に 50 型大型テレビを整備、I C T 指導員を 2 名配置し、教育の推進を図ります。 ○ I C T 指導員を 2 名配置します。	教育委員会
学校運営協議会の取組の推進	○ 学校の運営とそのために必要な支援について協議する機関の取組を推進します。	教育委員会
学校と地域の連携、情報共有	○ 安全を確保した上で、地域とともに、開かれた学校づくりを行います。	教育委員会 健康福祉課
ふるさと教育・キャリア教育の推進	○ 児童・生徒の社会的、職業的自立に向け、学力、社会性の育成やふるさと教育と関連づけながら、自分らしく生きる行動力を育成する取組を行います。	教育委員会
（新規）発育の段階に応じたキャリア教育の実施	○ キャリア・パスポートを活用し、自身の成長や変容の振り返りを行うことで主体的な学びとキャリア形成能力を育みます。 ○ 中学校における職場体験学習を実施します。	教育委員会
英語教育の推進	○ 外国語指導助手（ALT）等を活用することにより、児童生徒の英語学習意欲を高め、コミュニケーション能力の育成を支援します。	教育委員会
教育相談の実施 ※再掲	○ 保育所・学校と連携し、保護者・教員を対象に専門家による教育相談会を実施し、保護者の精神的な負担を軽減します。	教育委員会
就学前教育・保育と小学校の連携 ※再掲	○ 合同で研修できる場や交流を図れる場を提供するとともに、各施設間の情報や子育て支援に係る情報の提供を行い、保育所と小学校間の連携を図ります。	教育委員会 健康福祉課

施策	具体的な取組内容	主な担当課
いじめ対策に関する取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 美郷町いじめ防止基本方針を策定し、いじめ対策に関する取組の推進を図ります。また、各学校は国、県、町の基本方針を参考にし、それぞれの地域性等を踏まえた学校いじめ防止基本方針を作成します。 ○ いじめ、不登校、友人関係等、こどもたちの多様な悩みに対応するため、スクールカウンセラー等の専門職の配置を拡充します。 	教育委員会
親学の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 主に乳幼児から中学生の保護者を対象に親としての役割やこどもとの関り方の気づきを促すことを目的に県が作成した「親学プログラム」を活用した研修を行っています。研修を行うことで、保護者同士の交流や家庭教育を支援します。 	健康福祉課
有害環境対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ メディアについての研修を実施し、親子でメディアの正しい使い方を考える機会を設けます。 	健康福祉課 教育委員会
(新規) 中高生向けフリースペースの設置	<ul style="list-style-type: none"> ○ Wi-Fi や学習機を備えた中高生向けのフリースペース(居場所)を整備します。 	教育委員会
子ども未来応援金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高校卒業後に大学等へ進学する際に返還不要の応援金を支給し、経済的な負担の軽減及びこどもの成長を支援します。 	教育委員会
通学支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校から離れた場所に住む小・中学生のスクールバスや路線バスの利用を無料化し、経済的な負担を軽減します。 	教育委員会
就学援助制度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小・中学生のいる経済的に困難な家庭に対して、学用品費や給食費等を援助し、経済的な負担を軽減します。 	教育委員会

(5) 青年期の支援

【現状と課題】

- こども・若者に対するアンケート調査では、就業状況や結婚の希望等について回答がありました。アンケート調査結果より、雇用の安定と質の向上、結婚を希望する人への支援、地域とのつながりを感じていない等が課題です。
- 未婚、晩婚化が進む背景に、就職や進学を理由とした町外への転出に歯止めにかからず、若者の減少や地域・親族間や職場での付き合いが少ない、出会いの場の減少等により、行政やコミュニティ、企業等社会全体での支援の強化が求められます。

【施策の方向性】

- 職業無料案内所の設置やミニトマト就農研修制度を通じて、町内外からの就業希望者に対し、地域に根ざした多様な就業機会を提供する。
- サテライトオフィスの設置や美郷町地域商工業等支援事業費補助金により、起業や事業拡大を支援し、地域経済の活性化と雇用創出を図る。
- みさとと。ビジネスプランコンテストを実施し、若者の斬新なアイデアを事業化する機会を提供することで、地域課題の解決と新たな雇用創出を支援する。
- 県や近隣市町村と協力し、出会いの場に関する情報を提供することで、出会いを求める町民が気軽に足を運べるようにします。

施策	具体的な取組内容	主な担当課
職業無料案内所の設置	○ 町内在住の方や UI ターンを希望する方に対し、美郷町内及び通勤可能な地域の求人情報を提供し、ハローワークと連携しながら、就業支援を行います。	活気あふれる町づくり課
みさとと。ビジネスプランコンテストの実施 ※再掲	○ みさとと。ビジネスプランコンテストを実施することにより、若者の斬新なアイデアを事業化する機会を設け、地域課題の解決や町の強みを活かした事業を展開し、新たな雇用創出の場を生みだします。	産業振興課
サテライトオフィスの設置 ※再掲	○ 美郷町内にサテライトオフィスを設置し、起業支援や多様な働き方への支援等を行います。	活気あふれる町づくり課
ミニトマト就農研修制度 ※再掲	○ 就農希望者を対象に、ミニトマト栽培の研修機会を提供することで、地域での新たな就業機会とキャリア形成を支援します。	産業振興課
美郷町地域商工業等支援事業費補助金 ※再掲	○ 町内事業者を対象に、町内商工業機能の維持に関する取組、地域の特色を生かした異業種への参入や空き家・空き店舗を活用した起業等の商工業の新たな仕組みづくり、新たな特産品の研究・開発及び生産を支援することで地域経済の活性化と商工業の振興を図ります。	産業振興課
出会いの場の情報提供	○ 県や近隣市町村と連携して、出会いの場に関する情報を提供します。	活気あふれる町づくり課
美郷町結婚新生活支援事業	○ 結婚し新生活する世帯に対し補助金を交付し、経済的な負担軽減及び婚姻数の増加を図ります。	活気あふれる町づくり課



3. 基本方針 3 誰もが健やかに成長できるまちづくり

(1) 遊びや余暇活動に向けた支援

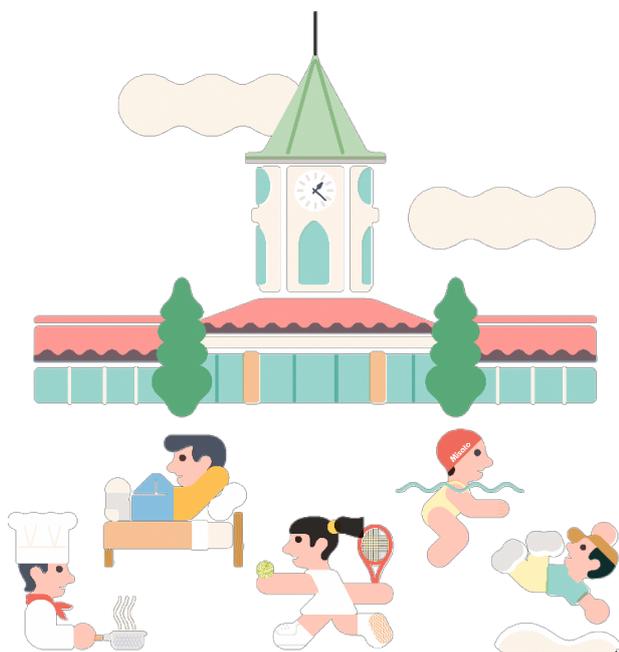
【現状と課題】

- こどもが健全で豊かな人間性を育てていくためには、学校の授業以外にも日々の遊びや様々な体験を積んでいくことが大切です。
- 地域内交流が少ない状態は、遊びを通じての仲間関係の形成や児童の社会性の発達と規範意識の形成に大きな影響があると考えられます。そのため、児童が自主的に参加し、遊びや学習を始め、様々な体験活動や地域住民との世代間交流活動を行うことができる安全・安心な居場所づくりを推進する必要があります。
- 放課後児童クラブ及び放課後こども教室は、保護者が就労等で不在の児童や全ての児童に対し、放課後の安全な居場所と体験活動の機会を提供しています。
- こども・若者に対するアンケート調査では、地域の人とのかかわりについて、「つながりを感じていない」と約3割の回答がありました。
- また、自宅での時間の使い方として、インターネットをする割合が多い一方で、「インターネット上の人との関りではつながりを感じていない」と回答する方が過半数でした。

【施策の方向性】

- こどもたちが様々な体験を通じて協調性や思いやりの心を育めるよう、自治会や老人会等関係機関との協力により、各地域の隣保館や公民館でこどもたちと地域の住民との世代間交流事業（地域ぐるみの子育て）を推進します。
- 図書ボランティアによる小学校や保育所での定期的な読み聞かせや図書館によるこどもたちの体験活動を開催し、年齢の異なるこども同士の交流の場を設け、こどもがコミュニケーション力や協調性等の社会性が身につくよう支援します。
- 放課後児童クラブ及び放課後こども教室を継続するとともに、保護者の就労実態を詳細に把握し、利用時間の延長や土曜日利用のさらなる拡大、長期休業期間中の対応強化等、より柔軟で多様なニーズに対応できるサービス提供体制づくりに努めます。
- こどもたちが実際の体験を通じて他者とのつながりを実感できるよう、外遊びやスポーツ活動を推進します。

施策	具体的な取組内容	主な担当課
施設開放の推進	○ 小・中学校施設を平日や休業日に開放することで、遊びの選択肢の拡大や居場所の提供に努めます。	健康福祉課 教育委員会
各地域の隣保館や公民館での世代間交流事業の実施	○ 隣保館や公民館等と連携し、世代間交流を通して、地域の子育て機能の充実を図ります。	健康福祉課 教育委員会
美郷町立図書館の活用（みさと本の森）	○ ボランティアによる読み語りや小学校や保育所での定期的な読み読みの実施を行い、年齢の異なるこども同士の交流の場を設けます。	健康福祉課 教育委員会
放課後児童クラブ・放課後こども教室の継続実施	○ 放課後、家に保護者がいない児童を対象に放課後の居場所として適切な場を提供するとともに、全ての児童を対象に地域住民の協力による体験活動の機会を提供します。 ○ 就労形態を把握した上で、利用時間の延長や土曜日の利用を可能とし、保護者の様々な就労形態に対応した居場所の提供に努めます。	教育委員会
スポーツ活動の推進	○ こどもたちを対象としたスポーツクラブの支援を行うことで、スポーツ活動の推進を図ります。	教育委員会



(2) 心身の成長と自立に向けた支援

【現状と課題】

- こども大綱では、「こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供」や「成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育」や「こども・若者の自殺対策、犯罪等からこども・若者を守る取組」を重視しています。
- 地域と学校との連携・協力により、こどもや家庭における不安や悩みに早期に対応できる相談体制、指導体制の充実が必要です。
- こどもに対するアンケート調査では、学習意欲の低下や自己管理能力の不足という課題が分かりました。また、将来の進路について、希望がない方もおり、将来に対する不安や目標設定の難しさが挙げられます。
- 中学生、高校生等の次代を担うこどもが、家庭を築くことやこどもを生き育てることの意義を理解し、こどもや家庭の大切さを理解できるよう、子育てについて学べる場の充実が求められています。
- 大人への移行期である思春期は、心と体が大きく揺れ動く時期です。携帯電話やパソコン等の普及によって情報の入手手段が多様化し、それが思春期の好奇心と相まって、性の問題の低年齢化、未成年の喫煙、飲酒等が増えています。
- 情報の氾濫により、本町においても有害な情報が目に触れやすくなっています。
- 学習障がいや情緒障がい等、特別な支援を必要とするこどもや、家庭環境に問題を抱えるこどもの増加がみられます。
- 視力の面で1.0以下の小学生が増えています。

【施策の方向性】

- こどもが自らの心と体を大切にし、相手を尊重する気持ちを育むことができるよう、正しい知識の普及、意識啓発を行います。
- いじめや不登校等の様々な悩みに対し、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや相談体制の充実をさらに図り、こどもや保護者が気軽に相談できる体制づくりに努めます。
- こどもたちが心身ともに健やかに成長し、自立した生活を送るために必要な保健等の知識を習得できるよう支援します。
- 思春期特有の心身の問題や、性感染症予防、喫煙、飲酒、薬物乱用等問題解決に取り組むため、学校や保健所等と連携し、学習会を開催します。
- 中学生・高校生に対し、母性、父性について正しく理解し、命を大切にする心を育めるよう、乳幼児とふれあえる場の提供に努めます。また、誤った情報による性知識や、それに伴う行動による妊娠や中絶、性感染症、さらには不妊等を防ぐため、性に関する健全な意識、正しい知識の啓発を行います。また、喫煙や薬物の有害性等についての基礎知識の普及を図り、思春期の心と体の健康づくりを支援します。
- メディアの正しい使い方を親子で考える機会を設けます。
- 中学生と乳幼児がふれあう場を設け、命の大切さやこどもを産み育てることの意義を考える機会を創ります。
- こども・若者の心の健康を守り、命を尊重する社会を築きます。
- 各学校において概ね各学期に一回教育相談の日を持ち、児童生徒一人ひとりに相談を行う機会を設けています。また、美郷町特別支援教育連携協議会の相談スタッフを中心とした教育相談会を開催し、保護者や教員から相談を受け、早期からの支援ができるように努めています。
- こどもたち視力低下防止のため、スマホ・ゲームの利用に関する意識啓発を行います。

施策	具体的な取組内容	主な担当課
気軽に相談できる体制づくり	○ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや相談体制の充実を図り、こどもや保護者が気軽に相談できる体制を作ります。	健康福祉課 教育委員会
こどもを対象とした相談体制の充実	○ 各学校において概ね各学期に一回教育相談の日を持ち、児童生徒一人ひとりに相談を行う機会を設けます。また、美郷町特別支援教育連携協議会の相談スタッフを中心とした教育相談会を開催し、保護者や教員から相談を受け、早期からの支援ができるように努めています。	健康福祉課 教育委員会
中学生と乳幼児のふれあい場の検討	○ 中学生と乳幼児がふれあう場を設け、命の大切さやこどもを産み育てることの意義を考える機会を創ります。	健康福祉課 教育委員会
(新規) ライフステージに応じた保健等の学習の実施	○ 幼少期から青年期まで、ライフステージに応じた性に関する教育や、SNSの危険性、薬物乱用防止等に関する教育を実施します。	健康福祉課 教育委員会
思春期保健対策の充実	○ 児童や生徒を対象に学校や保健所と連携し、生命や性・性感染症予防、薬物、喫煙についての学習会を実施し、正しい知識を学ぶ機会を設けます。	健康福祉課 教育委員会
人権学習・ボランティア活動の実施	○ 隣保館や公民館と連携し、学校を中心に人権学習やこどもたちによるボランティア活動を実施し、地域とのかかわりや学習機会を支援します。	健康福祉課 教育委員会
有害環境対策の推進 ※再掲	○ メディアについての研修を実施し、親子でメディアの正しい使い方を考える機会を設けます。	健康福祉課 教育委員会
(新規) 自殺対策の強化	○ ゲートキーパーの養成を推進するとともに、こども・若者向けの相談窓口の周知を徹底します。	健康福祉課
視力低下防止の意識啓発	○ スマホ・ゲームの利用に関する意識啓発を行い、こどもたちの視力低下防止に努めます。	健康福祉課

(3) 食育の推進

【現状と課題】

- 幼児期から小中学生は家庭や保育園、小中学校において様々な食育の取組を継続しており、4つのお皿のバランス食を知っている子どもが多く、幼少期からの食育の取組が重要であり、継続していく必要があります。
- 伝承料理を味わったことがない、または作ったことがない子どもや親が増加しており、世代間交流を含めた親子体験を通じてふるさとの味を伝える必要があります。
- 学校給食等で地元農産物を利用しているものの、「美郷のおいしい日」の認知度が低く、地産地消の推進が課題です。
- 親子で農業や食について学ぶ機会が限られており、地元食材や生産者への理解を深める機会づくりが求められています。
- 子どもに対するアンケート調査では、約20%が朝食を毎日食べておらず、栄養バランスの偏りや生活リズムの乱れが課題です。また、家族と食事を共にしない家庭もあり、コミュニケーション不足や孤食による食の知識・マナーの欠如も課題です。

【施策の方向性】

- 保育園、小中学校で食生活改善推進協議会が中心となり食育教室を継続実施し、保護者への情報提供を繰り返し行います。特に20～30代に「4つのお皿のバランス食」と適正体重について積極的に啓発します。
- 「郷土料理集」を活用し、学校・保育所・食生活改善推進協議会が連携して行事食や郷土料理を次世代に伝えます。
- 保育園、小中学校、町内生産者と連携し、栽培・収穫体験を通じて食への関心と地元農産物への理解を深めます。
- 家族や友人と食事を楽しむ大切さを継続的に啓発し、食事マナーが自然と身につくよう支援します。併せて地域事業を通じて共食機会を拡充します。
- 学校給食での地元農産物利用を継続推進します。
- 「美郷のおいしい日」の取組をホームページ等で積極的に啓発し、認知度向上を図ります。
- 地元の農産物への関心を高め、食への感謝の心を育むとともに、親子の交流を促進します。
- 忙しい家庭や子どもだけで朝を迎える家庭でも栄養バランスの取れた朝食を手軽に用意できるよう、実践的な情報提供と簡単レシピの普及を通じて朝食習慣の定着と生活リズム改善を図ります。

施策	具体的な取組内容	主な担当課
保育園における食育の推進	○ 保育園で町が作成した「4つのお皿のランチマット」の活用、昼食展示、食育教室、菜園づくりを実施することにより、園児の食に関する知識と関心を高めます。	健康福祉課
小・中学校における食育・食農の推進	○ 小中学校で栽培・収穫体験、調理実習、校内放送での食材提供者の紹介を実施することにより、食文化の継承と地域への理解を深めます。 ○ 「美郷バレー・きゃらバン」等と連携し、鳥獣害対策を含めた栽培・収穫体験を行うことで食への理解と感謝、農の価値についての意識を高めます。	健康福祉課 美郷バレー課 教育委員会
地域における食育の推進	○ 地域で料理教室の開催、「4つのお皿のランチマット」を活用したバランス食の啓発、嗜好食品に含まれる塩分量等の展示、広報活動を実施したことにより、地域住民の健康的な食生活を支援します。	健康福祉課
地産地消の推進	○ 調理実習や学校給食で地元農作物の利用を促進し、「美郷のおいしい日」(保育所・小学校・中学校において地元食材を使った献立)を実施したことにより、地産地消を推進します。	健康福祉課
(新規) 親子で楽しむ農業体験・料理教室	○ 地元の農産物への関心を高め、食への感謝の心を育むため、親子で参加できる収穫体験や料理教室を開催します。	健康福祉課 産業振興課
(新規) 簡単レシピの提供	○ こどもだけでも手軽に作れる栄養バランスの取れたレシピを提供し、食事の楽しさや食への関心の向上に努めます。	健康福祉課 産業振興課
(新規) 食事マナーの習得支援と共食の推進	○ 給食参観の機会等を活用し、家族や友人等とたのしく食事をとることの大切さや親子で一緒に食事マナーを学ぶ機会を設けます。	健康福祉課

(4) 障がい児等への支援

【現状と課題】

- こども大綱では「障がい児支援・医療的ケア児等への支援」を重点的に取り組むこととしています。
- 乳幼児健康診査の実施等により、発達に支援が必要なこどもの早期発見に努めています。また、発達クリニックを開催しています。
- 障がいや発達に支援が必要なこどもが、それぞれの障がいや発達の状態に応じて、その可能性を最大限に伸ばし、社会参加をするために必要な力を培い地域で安心して生活できるよう、専門家の協力を得ながら一人ひとりのニーズに応じた適切な支援を行うことが必要です。
- 発達障がいについては、子育てまるとサポートファイル『はぐみん』内に関係資料を入れています。3歳児健診時に資料の説明、4～5才児健診ではDVDの視聴とパンフレットを配布し、正しい知識の普及に努めています。社会的な理解が十分になされていないことや発達障がいであることを認められない、声をあげられないといった保護者の現状もあります。そのため、発達障がいに関する適切な情報の周知が必要です。

【施策の方向性】

- 障がいや発達に支援が必要なこども等の早期発見を図るため、乳幼児健康診査や訪問等による個別指導や巡回教育相談等継続した支援に取り組めます。また、障がい等が確認されたこども及びその保護者に対して、関係機関と連携を図りながら適切な支援を行うよう努めます。
- 障がいのあるこどもの発達促進を行うとともに、日中一時預けや個別療育等の自立支援サービスの利用を支援します。
- 身近な地域で安心した生活を送れるようにするため、障がい福祉や学校教育と連携して乳幼児期から成人に達するまでの発達段階に応じた支援や、一人ひとりの多様なニーズに応じた一貫した相談支援を行います。
- こどもの発達の遅れに不安を持つ保護者を対象として、医師等が助言や個別相談を行います。
- 発達障がいについて、引き続き健診の場での周知と今後は社会全体で十分に理解がなされるよう、ホームページやパンフレット等を通じて、理解の促進に努めます。合わせて、発達クリニックや発達相談事業等相談や支援機関の周知を図ります。

施策	具体的な取組内容	主な担当課
相談体制の確立	○ 相談体制の確立により、相談者の日常生活の解決を支援し、安心して相談できる環境を提供します。また、専門員の配置と緊急対応体制により、適切な支援を行います。	健康福祉課
乳幼児健康診査の実施 ※再掲	○ 乳幼児健康診査が無料で受診でき、経済的な負担を軽減します。(4～5か月児・9～10か月児・1歳6か月児・3歳児・4～5歳児) ○ また、医療機関で利用できる2回分の受診券を発行します。(生後1カ月、9カ月～1歳の健診時に使用)	健康福祉課
発達クリニックの実施	○ 発達クリニックを年に3回実施し、発達に遅れのあるこどもの早期発見と発達支援を図ります。	健康福祉課
自立支援医療（育成医療）の利用支援	○ 自立支援医療（育成医療）により、将来障がいを残すと認められる疾患のある18歳未満の児童に対し、障がいの除去・軽減を支援します。	健康福祉課
経済的負担軽減のための各種制度の実施	○ 経済的な負担を軽減するため、下記の助成等を行います。 特別児童扶養手当 ：精神又は身体に中度から重度の障がいがある児童を監護・養育する父母又は父母に代わって児童を監護・養育している方に助成を行います。 特別障害者手当 ：20歳以上で著しい重度の障がいがあるため、日常生活で常時特別の介護を必要とする在宅で生活しておられる方に助成を行います。 障害児福祉手当 ：20歳未満で重度の障がいがあるため、日常生活で常時の介護を必要とする方に助成を行います。 ○ 療育手帳の交付を行い、障がいの程度に応じた各種の福祉サービスを利用できるようにします。	健康福祉課
障がい児保育事業の実施 ※再掲	○ 保育所等への訪問を行い、障がい児が集団生活に適應するための専門的な支援を行います。	健康福祉課
教育支援委員会の開催	○ 特別の支援が必要と思われる幼児・児童について適切な教育を受けられるよう、就学先を専門家の視点から検討・助言する機関で、必要に応じて開催します。	教育委員会

施策	具体的な取組内容	主な担当課
(新規) 発達障がいに関する理解促進研修	○ 保護者、保育士、教職員、地域住民を対象に、発達障がいの特性や適切な支援方法に関する研修会を定期的に開催します。	健康福祉課
発達障がいに関する意識啓発の推進	○ 児童・生徒や保護者に対して、障がいの理解についての啓発に取り組み、保育園や学校の特別支援教育に対する方針について広く発信します。 ○ 保育園・学校において適切な対応を行うため、様々な事例から学ぶ研修等を積極的に実施し、発育・発達に支援が必要なこどもの保護者との協働に努めます。	健康福祉課 教育委員会

(5) こどもの貧困や虐待・ヤングケアラーに関する取組

【現状と課題】

- こども大綱では、「こどもの貧困対策」及び「児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援」について重点的に取り組むこととしています。
- 保護者に対するアンケート調査では、現在の生活は「生活にゆとりがない」と約30%の回答があり、食費や教育費等が負担になっているという回答が多くみられました。
- こどもに対するアンケート結果から、経済的な理由で進学を諦めざるを得ない状況の方がいることが分かり、経済格差による教育機会の不平等が課題として挙げられます。また、家族のお世話をしているこどもが約12%存在し、ヤングケアラーの負担増加と孤立が課題です。
- 児童虐待からこどもを守るためには、虐待の発生予防、早期発見、早期対応に努めていくことが必要です。
- 児童虐待に関しては、乳幼児健康診査や乳児訪問等のあらゆる機会を利用して、早期発見に努めています。虐待のハイリスクがあるケースは、随時関係者が集まってケース検討会を実施しています。
- 被害を受けたこどもの保護や立ち直りに向けたカウンセリング支援等、切れ目のない総合的な対策を講ずることが大切です。

【施策の方向性】

- 経済的に困窮する家庭のこどもが教育機会を失うことがないように、経済的負担軽減策を推進し、全てのこどもが健やかに成長できるよう支援します。
- 現在も増加・複雑化している児童虐待の予防・早期発見・早期対応を図るため、乳幼児健康診査や乳児訪問等の母子保健活動や相談業務をはじめ、学校、保育所等のこどもに関わる機関の日常業務において、虐待防止や親子支援の視点を持つことで、その発生予防と早期発見に取り組めます。
- 町の関係機関のほか県央保健所、小・中学校長会、児童相談所、保育所長、民生委員児童委員、主任児童委員、警察署等で要保護児童対策地域協議会を設置しており、引き続きこどもへの虐待の予防や早期発見に取り組むとともに、適切な保護を行うための情報や認識の共有化を図ります。
- 行政と関係機関・団体等で構成される要保護児童地域対策協議会実者会議において、情報の共有、連携を図る中で、児童虐待の未然防止、早期発見、効果的対応を行います。
- 保護者だけでなく住民に「しつけ」と「虐待」について正しい知識の普及・啓発を図ります。
- こどもたちの健やかな育ちに何よりも大切なのは「安心・安全」の環境です。11月は児童虐待防止推進キャンペーンのため、期間中に児童虐待防止のための広報・啓発活動等、取組を集中的に実施し虐待防止に努めます。
- こども家庭センターにおいて相談支援体制を充実し、随時情報共有を行い家庭ごとにサポートプランを作成・支援します。
- ヤングケアラーの早期発見と、こども自身が自身の状況を認識し、支援を求める行動に繋げるための機会を設けます。
- ヤングケアラーが孤立しないよう、理解促進と相談体制の充実を図り、早期に適切な支援につなげ、年齢に応じた体験の機会を確保します。

施策	具体的な取組内容	主な担当課
(新規) こどもの貧困対策の推進	○ 学習支援やこども食堂に加え、制服等のリユース事業を立ち上げる等、教育にかかる経済的負担を軽減する取組を強化します。	健康福祉課
経済的負担軽減のための各種事業の実施	○ 経済的な負担を軽減するため、下記の事業等を行います。 生活保護制度 ：生活保護制度により、病気やけが等で生活に困窮し、自力での生活が困難な方に対し、最低限度の生活を保障し、自立を支援します。 生活困窮者自立相談支援事業 ：経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある保護者に対し、就労の支援その他自立に関する問題について、相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行います。複合的で多様な課題を抱えて生活に困窮している状態にある保護者を救うため、相談に応じ、相談内容等を共有し、自立に向けた相談支援に努めます。 生活福祉資金貸付事業 ：生活福祉資金貸付事業を実施し、低所得者、高齢者、障がい者の経済的自立と在宅福祉、社会参加を支援します。	健康福祉課
子ども医療費助成	○ 子ども等医療費助成条例により、0歳から18歳（高校卒業相当年齢）の方の医療費自己負担金（保険適用分）の全額助成を行い、経済的な負担を軽減します。	住民課
児童手当等の支給	○ 児童を養育する父母等に手当を支給し、経済的な負担の軽減および児童の健やかな成長を図ります。	健康福祉課
児童扶養手当の支給	○ 父母の離婚等で、父または母と生計を同じくしていない18歳に到達してから最初の年度までの間にある児童について、監護する方に手当を支給し、経済的な負担を軽減します。	健康福祉課
相談環境の充実 ※再掲	○ 令和6年4月1日に「美郷町こども家庭センター」を開設し、妊産婦と全てのこども、そしてその家族が抱える悩み事の相談やサポートを行っています。このセンターは、妊娠・出産・子育てを支援する母子保健機能と、児童虐待やヤングケアラーへの相談・支援を行う児童福祉機能を統合した組織であり、切れ目のない一体的な支援を提供します。	健康福祉課

施策	具体的な取組内容	主な担当課
ネットワークの体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公民館、隣保館、商工会等と連携をとり、地域住民や自治会、職場に対して啓発を行い、「気づく」「つなげる」「見守る」ことの意識の醸成を図ります。 ○ 学校と関係機関等との連携により、児童虐待から貧困リスクまで幅広く早期発見・早期対応を図ります。 	健康福祉課 教育委員会 住民課
要保護児童対策地域協議会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ○ 代表者会議：年1回、実務者会議：3か月に1回、ケース検討会：随時 	健康福祉課
被虐待児へのフォロー体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害を受けたこどもの保護や立ち直りに向けたカウンセリング支援等、切れ目のない総合的な対策を実施します。 	健康福祉課
児童虐待防止やDV防止の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童虐待やDVに関する正しい知識の普及 (広報・チラシ・ホームページ、オレンジリボンキャンペーン) 	健康福祉課
児童虐待やDVの相談窓口の周知	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童虐待やDVの相談窓口について広報やホームページにより周知 	健康福祉課
(新規) ヤングケアラーに関する学習・相談機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校の授業や講習でヤングケアラーについての知識を深め、当事者については自身の状況をケアと認識していなくても、学業や友人関係、自由時間の有無など、具体的な影響を自覚できるようにし、早期に支援を求める行動に繋げ、孤立を防ぎます。 	健康福祉課 教育委員会

4. 基本方針 4 地域ぐるみで子育てをするまちづくり

(1) こどもの居場所づくり

【現状と課題】

- こどもの登校時に実施されているあいさつ運動を通して、地域ぐるみでこどもの健全育成に努めています。
- 美郷町子ども・子育て支援推進会議で、「保護者を中心とした地域住民全体にも挨拶の大切さと見守りの意味を知ってもらい、大人が率先して挨拶することが必要ではないか。」という意見がありました。
- 主に乳幼児から中学生の保護者を対象に親としての役割やこどもとの関り方の気づきを促すことを目的に県が作成した「親学プログラム」を活用した研修を行っています。「親学プログラム」では参加型学習の様々な手法を用いて、参加者同士が交流しながらともに活動する内容となっています。
- こども・若者に対するアンケート調査では、自分の居場所が「家庭や自分の部屋」と回答した方は過半数で、家庭外で安心して過ごせる居場所が不足している状態です。また、意見聴取でも交流の場がないという意見が多数ありました。

【施策の方向性】

- こどもの健全な成長には、地域全体で見守り、育む環境が不可欠です。挨拶は、地域のつながりを深め、こどもの安全・安心を守る見守り活動の第一歩となります。保護者を中心とした地域住民全体に対し、挨拶の持つ意味や見守りの重要性について理解を促進し、大人が率先して挨拶をする文化を醸成します。大人が手本となって挨拶をすることで、自然とこどもたちにも挨拶の習慣が身につき、地域全体で温かくこどもを見守る環境づくりを推進します。
- P T Aの保護者や役場職員を中心とした「あいさつ運動」を引き続き実施し、地域であいさつが習慣となるよう推進します。
- 生きる力と社会性のあるこどもを育成するための家庭における教育力を養うため、啓発活動の実施や学習機会の提供に向けた支援に努めます。
- 中高生向けにフリースペースを設置し、家庭や学校外の居場所づくりを推進します。

施策	具体的な取組内容	主な担当課
あいさつ運動と地域の見守り活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ P T A の保護者や役場職員を中心とした「あいさつ運動」を実施します。 ○ 地域の見守りを兼ねたあいさつ運動を引き続き実施し、地域住民全体に挨拶の大切さを呼びかけ、地域全体であいさつが習慣となるよう推進します。 	教育委員会 健康福祉課
子育て支援センターの開所 ※再掲	<ul style="list-style-type: none"> ○ 在宅で育児されている保護者並びに乳幼児を対象に、子育てや親子遊び等を通じ、乳幼児並びに保護者同士の交流を図ります。 	健康福祉課
家庭での教育力の育成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 啓発活動の実施や学習機会の提供を行い、家庭における教育力を養うための支援を行います。 	健康福祉課
親学の実施 ※再掲	<ul style="list-style-type: none"> ○ 主に乳幼児から中学生の保護者を対象に親としての役割やこどもの関り方の気づきを促すことを目的に県が作成した「親学プログラム」を活用した研修を行っています。研修を行うことで、保護者同士の交流や家庭教育を支援します。 	健康福祉課
(新規) 中高生向けフリースペースの設置 ※再掲	<ul style="list-style-type: none"> ○ Wi-Fi や学習機を備えた中高生向けのフリースペース(居場所)を整備します。 	教育委員会

(2) 地域による支援活動の促進

【現状と課題】

- 「地域」による教育力の向上においては、地域住民や関係機関との協力のもと活力ある地域づくりを進めるとともに、地域の子育て力を育成していくことが大切です。
- 民生委員児童委員や読み聞かせをするサークル等が、こどもや保護者を支援する活動を活発に行っています。
- 社会福祉協議会に設置されたボランティアセンターを中心としてボランティア活動が展開されています。子育ての基礎的知識を習得する研修を行ったうえで子育てサロン活動を行っているボランティア団体もあり、今後も引き続き実施される予定です。
- 地域の老人クラブや農家等、保育所や小学校児童との世代間交流や農業体験が行われています。
- 民生委員児童委員の方による「あいさつ運動」を大和地域では毎月1日と15日、邑智地域では毎月15日に行われています。
- こども・若者に対するアンケート調査では、「地域とのつながりを感じていない」と約30%の回答があり、地域住民への相談も少ない状況です。
- 保護者に対するアンケート調査では、地域活動には過半数以上の方が参加していましたが、子育てに関する相談は家族や親族に集中していました。
- 子育てサポーターの登録者数が少なく、登録推進に向け取り組む必要があります。

【施策の方向性】

- 児童及び保護者の交流やネットワークづくりを推進するため、PTA連合会や老人クラブと協力しながら世代間交流を推進していきます。
- 教育委員会・PTA連合会・公民館と連携して講演会・研修会等を開催し、保護者や地域住民、教育機関等が連携しながら子育てを支援するネットワークの形成をめざします。
- 保護者だけに子育てを任せるのではなく、町内の各地域で、子育てを終了した人や高齢者等の知識や経験も含めて、地域住民がこどもたちの心身共に健やかな育ちを見守り、子育てを支援する地域づくりを積極的に進めていきます。
- 子育てサポーターによる子育て家庭への家事支援等を行っています。民生委員への声かけや広報に募集の掲載等をし、子育てサポーターへの登録推進に向け取り組んでいきます。

施策	具体的な取組内容	主な担当課
町内外の各関係機関と連携して子育て支援ネットワークを構築	○ 教育委員会・PTA連合会・公民館と連携して講演会・研修会等を開催し、保護者や地域住民、教育機関等が連携しながら子育てを支援するネットワーク形成を図ります。	健康福祉課 教育委員会
高齢者等地域グループの実施する世代間交流を支援	○ PTA連合会や老人クラブと協力しながら、世代間交流を図ります。 ○ 高齢者がこどもに昔の遊びを教える、若者が高齢者にスマホの使い方を教える等、世代間の交流を目的としたイベントを企画します。	健康福祉課
美郷町健康づくり推進協議会の開催	○ 食と歯の健康、運動と心の健康等の推進について検討する美郷町健康づくり推進協議会を開催します。美郷町健康づくり推進協議会は行政と関係機関・団体で組織され、地域による支援を推進します。	健康福祉課
母子保健歯科保健連絡会の開催 ※再掲	○ 保育所、小中学校の代表者及び歯科医、歯科衛生士が集まり情報共有等を行います。年1回開催。	健康福祉課
地域ぐるみでの子育て支援の積極的参加を呼びかけ	○ 町内の各地域で、子育てを終了した人や高齢者等の知識や経験も含めて、地域住民がこどもたちの心身共に健やかな育ちを見守り、子育てを支援する地域づくりを積極的に進めていきます。	健康福祉課
子育てサポーターによる子育て家庭への支援	○ 子育てサポーターによる子育て家庭への家事支援等を行い、子育て家庭の負担を軽減します。	健康福祉課



(3) 子育てしやすい環境づくり

【現状と課題】

①ワーク・ライフ・バランスの推進について

- 働きながら子育てできる家庭づくりに向けて、企業のワーク・ライフ・バランスへの意識を高め、制度を活用しやすい職場環境づくりに向けての啓発が必要です。
- 今後、事業者に対し、一般事業主行動計画を策定するよう国、県と連携して周知・啓発していく必要があります。
- こども・若者に対するアンケート調査では、子育てと仕事の両立への懸念があることが分かりました。

②ひとり親家庭への支援について

- 社会環境の変化や生活環境の多様化等により、離婚や未婚での出産が増加し、ひとり親家庭が増加しています。ひとり親家庭においては、子育てをしていくうえで、経済力が十分でない、家事・育児に十分時間がとれない等の困難を抱える家庭もみられます。
- 児童扶養手当の支給やひとり親家庭の自立支援給付金制度の実施等、家庭負担の軽減に努めています。

③こどもの安全確保について

- 美郷町は、山間部に位置しており、人の目が届きにくい場所もあるため、地域のこどもは地域で見守るという目的のもと、地域防犯パトロール隊による見守り活動を展開しています。
- こどもを交通事故や犯罪等から守るため、保育所や学校、関係機関と連携したこどもへの交通安全教育の推進や地域住民によるこどもの登下校時の見守り等を実施し、安全の確保に努めています。
- 交通安全意識を高めるため、交通安全教育を推進します。
- 通学路の整備や段差の解消、カーブミラーを設置する等の安全のための環境整備にも努めています。

④バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進について

- 妊産婦やベビーカー使用者への配慮等の理解を深める「心のバリアフリー」の取組等を行うことが大切です。

⑤相談支援体制について

- こどもに関する相談だけでなく、保護者や子育て関係者、女性の就労・結婚・出産に関する相談等、総合的な情報提供・相談支援が求められています。

⑥情報提供

- 保護者に対するアンケート調査では、生活や子育てに関する支援についての情報源は友人や職場の同僚、配偶者が多く、町の広報誌やホームページは約2割、こども家庭センター等からは1割もない状態でした。

⑦生活環境について

- こども・若者に対するアンケート調査の自由記述で「商業施設（ドラッグストア等）の必要性」や「スーパーを作ってもらいたい（大田や三次に行くのが面倒、大変だから）」といった意見があり、買い物環境への不満や不便さを感じていることが分かりました。また、こども大綱では「地域における包括的な支援体制の構築・強化」を重視しています。

【施策の方向性】

①ワーク・ライフ・バランスの推進について

- 事業所に対して男女の雇用機会の均等や子育て支援に関する制度の周知を図り、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現をめざします。
- 子育てによって離職した母親の再就職の促進を図るため、関係機関と連携し、再就職に関する情報提供を行います。
- 制度の普及・啓発に関し、パンフレットや文書等の掲示、配布だけではなく様々な角度から職場や町民へ働きかけを行い、理解を深められるようさらなる普及・啓発に努めます。
- 女性の社会進出の増加や就労形態の多様化により、仕事と家庭の両立のための支援対策の充実が求められていることから、ニーズに応じた保育サービス等の充実に努めます。
- 父親も子育てに関する知識を学び、十分に情報が得たりできるよう、各種講座や講演会等を実施し、学習機会の提供に努めます。

②ひとり親家庭への支援について

- ひとり親家庭は、子育てを行う上で、経済的・社会的に不安定な状態にある場合が多く、総合的な対策を適切に実施することが求められています。このため、ひとり親家庭のこどもの健全な育成を目的に、生活困窮部署と連携をとり困窮家庭の早期発見や相談体制の充実を図るため、社会的自立に必要な情報の提供を行います。
- 児童扶養手当の支給やひとり親家庭の自立支援給付金制度の実施等、引き続き事業を実施し、家庭負担の軽減に努めます。

③こどもの安全確保について

- こどもを犯罪等の被害から守るため、防犯体制の確立が必要であり、地域社会や学校、警察等関係機関が連携・協力し、情報の交換・提供に努めます。また、青色防犯パトロール隊による見守り活動を引き続き実施し、地域の犯罪防止に努めます。
- 保育所の危機管理体制を確立し、こどもの安全確保に努めます。
- こどもが日常生活において安全を確保されるよう、こどもが安心して通れる通学路等道路環境の整備や地域住民の見守りにより、交通事故防止に努めます。
- 小学校の入学児童や保育所の入所児童を対象に、交通安全教室等を開催し、交通安全意識の普及啓発を行います。
- 安心して安全に暮らせるまちづくりに向け、関係機関・団体との連携により、自転車所有者、利用者への指導・啓発活動を推進します。

④バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進について

- 妊産婦、乳幼児をつれた人、高齢者や障がい者等すべての人が安心して外出できるよう、道路、公共施設等において、段差の解消等のバリアフリー化を行う等公共施設の整備を推進します。
- ユニバーサルデザインの視点に立ち、ハード面、ソフト面ともにユニバーサルデザインの考え方を取り入れた施策を推進し、町民の利便性の向上や安全確保に今度も努めます。
- 公共施設等においてベビーチェアの設置等、子育て世帯が安心して利用できるトイレの整備を推進します。

⑤相談支援体制について

- 保育所や子育て支援センター等と連携をとり、こども家庭センターが中心となって、子育てに対する不安や悩みについての相談や研修会の開催、保護者同士の交流の場の提供等を行い、地域に密着した子育て支援の充実を図ります。また、子育て支援センターにおいて、家庭における人間関係やこどもの養育に関すること等、家庭の様々な相談に応じ、必要な助言や指導を行います。子育て家庭が気軽に相談でき、悩みや不安の軽減が図れるよう相談体制の充実に努めます。
- 子育て中の保護者が育児不安等に陥らないよう、保護者同士の情報交換や交流の場の提供に努めます。

⑥情報提供について

- 広報やホームページで、子育てや子育て支援についての情報提供を推進します。また、母子健康手帳交付時、乳児家庭全戸訪問時、乳幼児健診時等の機会を活用し、子育てや子育て支援についてチラシ等を用いてわかりやすく情報を提供します。
- 母子健康手帳交付時に子育てまるごとサポートファイル『はぐみん』を配布し、妊娠期から小学校入学まで切れ目のない支援を役場、保育園、教育委員会が連携をとりながら、こどもとその家族の方をサポートします。

⑦生活環境について

- 買い物の利便性向上と同時に、地域住民が集い交流できる場を創出します。

施策	具体的な取組内容	主な担当課
一般事業主行動計画策定の呼びかけ	○ 一般事業主行動計画の策定を企業に促すことにより、従業員の仕事と育児の両立を支援し、働きやすい職場環境づくりを図ります。併せて、策定・実施した企業を「子育て応援企業」として町が認定・表彰し、活動を通じて企業のイメージアップを図ります。	健康福祉課
労働時間の短縮・柔軟化等の促進	○ 事業所に対して男女の雇用機会の均等や子育て支援に関する制度の周知を図り、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を目指します。	健康福祉課 産業振興課
父親向け子育て学習機会の提供	○ 父親向けの県が開催しているセミナーや学習機会を提供することにより、父親の育児参加を促進し、家庭における子育ての負担軽減を図ります。	健康福祉課
女性の再就職支援	○ 子育て等によって離職した保護者の再就職の促進を図るため、無料職業紹介所と連携し、再就職に関する情報提供を行います。	活気あふれる町づくり課
放課後児童クラブ・放課後こども教室の継続実施 ※再掲	○ 放課後、家に保護者がいない児童を対象に放課後の居場所として適切な場を提供するとともに、全ての児童を対象に地域住民の協力による体験活動の機会を提供します。 ○ 就労形態を把握した上で、利用時間の延長や土曜日の利用を可能とし、保護者の様々な就労形態に対応した居場所の提供に努めます。	教育委員会
相談窓口の設置	○ 母子自立支援相談員を配置し、社会的自立に必要な情報を行う等の支援を行います。	健康福祉課
児童扶養手当 ※再掲	○ 父母の離婚等で、父または母と生計を同じくしていない18歳に到達してから最初の年度までの間にある児童について、監護する方に手当を支給し、経済的な負担を軽減します。	健康福祉課
ひとり親家庭の自立支援給付金制度の実施	○ ひとり親家庭の経済的な負担を軽減するため、下記の助成を行います。 自立支援教育訓練給付金、高等技能訓練促進給付金	健康福祉課
母子・寡婦福祉資金貸付制度の実施	○ 母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の方を対象に、経済的に自立していくために必要な資金を、低利子または無利子で貸し付け、経済的負担を軽減します。	健康福祉課
ひとり親家庭小中学校入学・卒業準備金支給事業	○ ひとり親家庭に対し、小中学校の入学・卒業時に祝い金を支給することにより、経済的負担を軽減し、児童・生徒の健全な育成を支援します。	健康福祉課
町営住宅への優先入居	○ ひとり親家庭等対象に美郷町町営住宅条例に基づき、町営住宅への優先入居に配慮し、経済的負担を軽減します。	建設課

施策	具体的な取組内容	主な担当課
交通安全対策の充実	<p>○ 交通安全対策として下記の内容を実施します。</p> <p>安全な道路環境の整備 ：通学路の除雪や除草の実施</p> <p>交通安全施設の整備 ：通学路における危険箇所へのカーブミラーや防犯灯の設置</p> <p>交通安全運動の推進 ：関係機関の協力による交通安全パレードの実施、立哨活動の実践、交通安全教室の実施、自転車利用者への啓発活動の実施</p> <p>○ チャイルドシートの利用促進</p>	総務課 建設課
防犯体制の充実	<p>○ 防犯対策として、下記の内容を実施します。</p> <p>青色防犯パトロール隊の見守り活動の支援</p> <p>学校・保育所、放課後児童クラブの危機管理体制の確立</p> <p>美郷町防犯灯整備補助金 ：自治会が整備・管理する防犯灯の費用の一部を補助し、地域における防犯・安全な環境づくりを支援します。</p> <p>○ 聴取した意見を踏まえ、通学路の安全点検を強化し、防犯ベルの配布や、地域ぐるみの見守り活動を強化します。</p>	健康福祉課 総務課 教育委員会
外出しやすい環境づくり	<p>○ 外出しやすい環境づくりとして下記の内容を実施します。</p> <p>バリアフリー化の推進</p> <p>ユニバーサルデザインの推進</p>	建設課 健康福祉課
子育て支援センターの機能の整備・充実	<p>○ 子育てに対する不安や悩みについての相談や研修会の開催、保護者同士の交流の場の提供等を行い、地域に密着した子育て支援の充実を図ります。</p>	健康福祉課
子育てサロンの実施	<p>○ 子育ての基礎的知識を習得する研修を行ったうえで子育てサロン活動を行っているボランティア団体があり、引き続き実施される予定です。</p>	健康福祉課

施策	具体的な取組内容	主な担当課
町内外の各関係機関と連携して子育て支援ネットワークを構築 ※再掲	○ 教育委員会・PTA 連合会・公民館と連携して講演会・研修会等を開催し、保護者や地域住民、教育機関等が連携しながら子育てを支援するネットワーク形成を図ります。	健康福祉課 教育委員会
関係法制度の普及・啓発	○ パンフレットや掲示、その他様々な媒体を活用し、職場や町民へ働きかけを行い、理解を深められるよう制度の普及・啓発に努めます。	健康福祉課 教育委員会 企画推進課 活気あふれる町づくり課
支援センターだよりの発行	○ 支援センターにて、だよりを月 1 回発行し、子育てに関する情報提供に努めます。	健康福祉課
情報提供体制の充実	○ 広報やホームページを通じ、子育てや子育て支援についての情報を提供します。 ○ 母子健康手帳交付時、乳児家庭全戸訪問時、乳幼児健診時等の機会を活用し、子育てや子育て支援についてチラシ等を用いてわかりやすく情報を提供します。 ○ 町の LINE 公式アカウント等で健診やイベント情報を定期的に発信します。	健康福祉課
(新規) 買い物ができる交流拠点の設置	○ 既存の商業施設や公共施設に、子育て用品の販売コーナーを設けることにより、買い物の負担を軽減し、生まれた時間を子育てに充てられるよう支援するとともに、人々が集う交流の場を創出します。	健康福祉課



困難や課題を抱えるこどもについては、こどもと子育て家庭の困難や課題に気づき、支援をつなぎ、見守る、切れ目のない支援体制の確立が重要です。こどもに早い段階から寄り添い、必要な支援が的確に届くよう、行政、地域住民、関係団体等によるネットワークづくりを推進します。

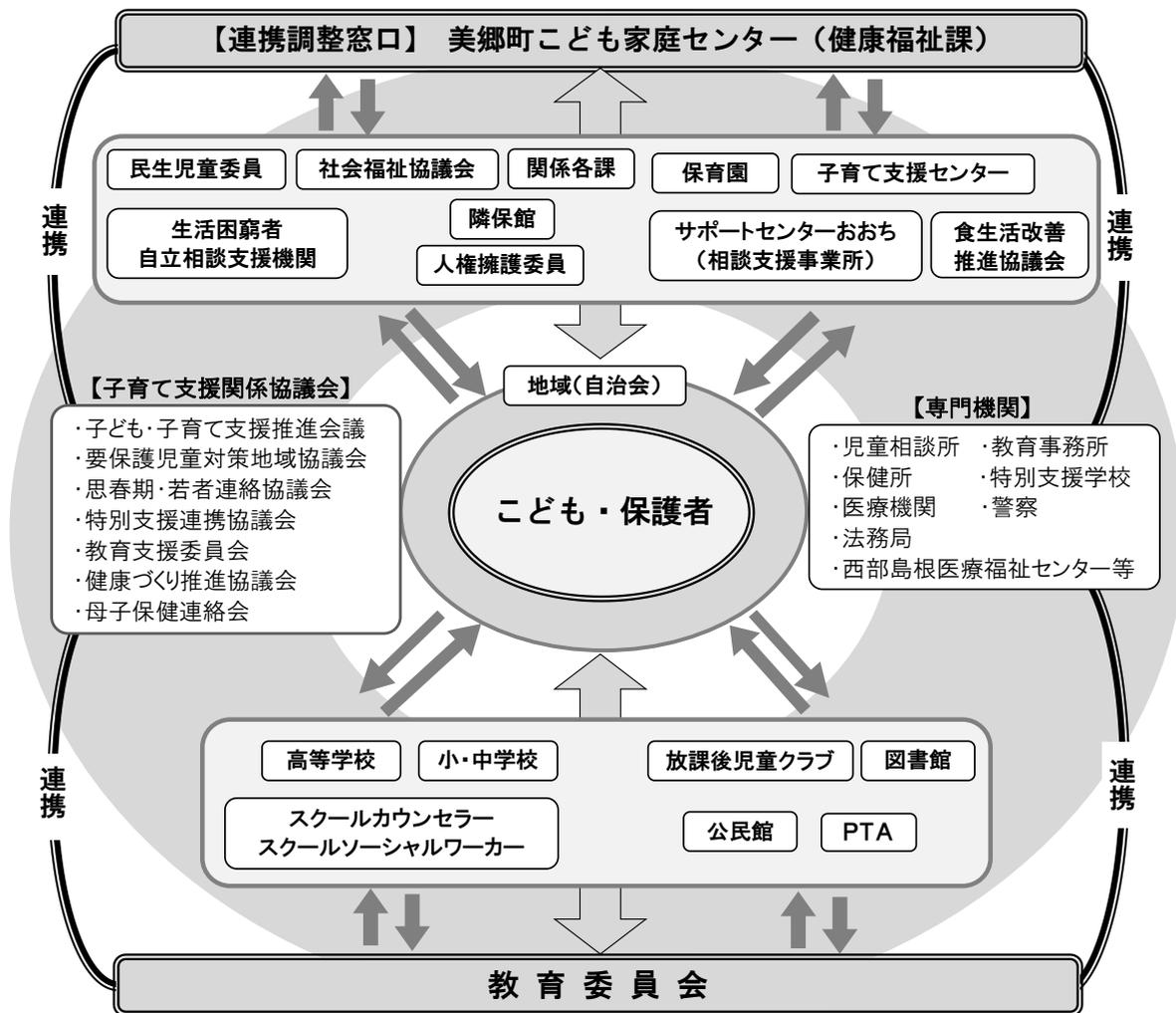


図 36 美郷町子育て支援ネットワーク

第5章 こども・子育て支援事業の見込量と確保方針

1. 教育・保育提供区域の設定

本計画の策定においては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況等を踏まえて、「教育・保育提供区域」を設定し、この区域ごとに、教育・保育及び地域こども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」を設定することとされています。本町では、現在の教育・保育の利用状況や提供体制等を踏まえ、町全域(1区域)を教育・保育提供区域として設定します。

2. 教育・保育事業の量の見込みと確保方策

教育・保育事業の量の見込みと対応する提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めます。

(1) 施設型給付費等の支給を受けるこどもの認定区分

教育・保育を利用するこどもについて以下の3つの認定区分が設けられており、これに従って施設型給付等を行います。

認定区分	年齢	保育を必要とする事由		提供施設
1号認定	3～5歳	非該当	教育を希望	幼稚園・認定こども園
2号認定	3～5歳	該当	保育を希望	保育所・認定こども園
3号認定	0～2歳	該当	保育を希望	保育所・認定こども園・ 地域型保育（小規模保育等）

(2) 保育・教育の量の見込みと確保方策

第3期美郷町子ども・子育て支援事業計画で設定した内容を記載します。

(人)

1号認定		R5実績値	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み		0	0	0	0	0	0
確保方策	特定教育・保育施設	0	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0

(人)

2号認定		R5実績値	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み		60	65	59	54	52	46
確保方策	特定教育・保育施設	79	65	59	54	53	53
	特定地域型保育事業						

(人)

3号認定		R5実績値	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み		51	52	46	36	36	36
確保方策	特定教育・保育施設	51	52	46	37	37	37
	特定地域型保育事業						

※特定教育・保育施設：幼稚園、認可保育所、認定こども園のこと。

※地域型保育事業：施設（原則20人以上）より少人数の単位で0歳から2歳の乳幼児を保育する事業で、小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育のこと。

※本町には幼稚園、認定こども園がなくニーズもないため、町内の開設は予定していません。広域利用（町外）にて対応します。

3. 地域こども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

こどもや保護者の身近な場所で、利用者支援専門員が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供や必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。本町では、健康福祉課において事業を実施します。

(箇所)

区分		R5実績値	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み		1	1	1	1	1	1
確保方策	基本型	-	0	0	0	0	0
	特定型	-	0	0	0	0	0
	こども家庭センター型	-	1	1	1	1	1
	妊婦等包括相談支援事業型	-	18回	18回	18回	18回	18回

(2) 地域子育て支援拠点事業

子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うとともに、就学前のお子さんとその保護者が自由に訪れ、情報交換や交流できるような場を提供する支援事業です。本町では美郷町子育て支援センターにおいて事業を実施します。

(人回,箇所)

区分		R5実績値	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み		283	204	204	204	204	204
確保方策		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持増進を図るため、健康状態の把握や必要な検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適切な時期に必要な応じた検査を医療機関等において実施します。

(人,回)

区分		R5 実績値	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	対象者(人)	17	15	15	15	15	15
	健診回数 (回)	14	14	14	14	14	14
確保方策	実施場所	医療機関	医療機関	医療機関	医療機関	医療機関	医療機関
	実施体制	医療機関 の体制に よる	医療機関 の体制に よる	医療機関 の体制に よる	医療機関 の体制に よる	医療機関 の体制に よる	医療機関 の体制に よる
	検査項目	血液検査 等	血液検査 等	血液検査 等	血液検査 等	血液検査 等	血液検査 等
	実施時期	母子手帳 交付～出 産	母子手帳 交付～出 産	母子手帳 交付～出 産	母子手帳 交付～出 産	母子手帳 交付～出 産	母子手帳 交付～出 産

(4) 産後ケア

退院後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を実施する事業です。

(人日)

区分	R5 実績値	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	-	3	3	3	3	3
確保方策	-	3	3	3	3	3

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や、養育環境の把握を行います。

(人)

区分	R5 実績値	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	17	15	15	15	15	15
確保方策(事業実施予定)	-	1	1	1	1	1

(6) 養育支援訪問

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う事業です。

(人)

区分	R5実績値	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	3	3	3	3	3	3
確保方策（事業実施予定）	-	1	1	1	1	1

(7) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭で養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において必要な養育・保護を行います。

(人日,箇所)

区分		R5実績値	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	延べ人数	0	1	1	1	1	1
確保方策	延べ人数	0	1	1	1	1	1
	施設数	1	1	1	1	1	1

(8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

児童の預かり等の援助を受けることを希望する方と、援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。本町においては、事業の導入について検討を行っています。

(人日)

区分	R5実績値	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	0	0	0	0	0	0
確保方策	0	0	0	0	0	0

(9) 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、不安や悩みの相談や、家事・子育て等の支援により、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

(人日)

区分	R5実績値	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	0	1	1	1	1	1
確保方策	0	1	1	1	1	1

(10) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱え、家庭や学校に居場所のない児童等への居場所提供や、健康管理等に関する助言といった生活習慣の形成、学習支援、食事の提供、保護者への情報提供・相談支援等を行う事業です。

(人)

区分	R5 実績値	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	0	0	0	0	0	0
確保方策	0	0	0	0	0	0

(11) 親子関係形成支援事業

要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象に、講義やグループワーク、ロールプレイといったペアレント・トレーニング等を行い、親子間の適切な関係性の構築に向けた支援を行う事業です。

(人)

区分	R5 実績値	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	0	0	0	0	0	0
確保方策	0	0	0	0	0	0

(12) 時間外保育事業（延長保育事業）

保護者の就労形態の多様化、通勤時間の延長に対する需要に対応するため、通常保育の後、延長保育を行います。

(人,箇所)

区分	R5 実績値	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	6	12	12	12	12	12
確保方策	利用実人数	49	12	12	12	12
	箇所数	2	2	2	2	2

(13) 一時預かり事業（幼稚園型以外）

保護者が就労、傷病等で家庭での保育が一時的に困難となる場合や、リフレッシュを希望する場合等に、保育所や認定こども園で一時的に預かり、保育を行います。

(人日,箇所)

区分	R5 実績値	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	延べ人数	8	68	68	68	68
確保方策	一時預かり	延べ人数	96	68	68	68
		施設数	2	2	2	2

(14) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる通園給付として保育を行います。

(人日)

区分		R5 実績値	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み		-	-	1	1	1	1
確保方策	施設数	-	-	2	2	2	2

(15) 病児・病後児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施します。

(人日)

区分		R5 実績値	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み		0	105	105	105	105	105
確保方策		61	105	105	105	105	105

(16) 放課後児童健全育成事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童（小学生）に対し、放課後や土曜日、長期休暇中に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図ります。

(人)

区分		R5 実績値	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み		119	104	103	95	87	87
	1年生	15	19	21	19	16	13
	2年生	26	13	19	21	19	16
	3年生	17	24	13	19	21	19
	4年生	26	18	22	10	10	20
	5年生	16	16	12	14	8	11
	6年生	19	14	16	12	13	8
確保方策	全体	66	104	103	95	87	87

第6章 計画の推進に向けて

1. 推進体制の充実

(1) 子ども・子育て会議の開催

こども・子育て支援に係る全般的な協議や情報共有、計画の進捗状況の確認・評価・見直し等を行うため、年1回以上、子ども・子育て支援推進会議を開催します。

(2) 関係機関や住民との協力

本計画の推進のためには、町だけでなく、島根県こども家庭センター等の行政組織や子育てに関係する各種関係団体とそのネットワーク、そして各地域の住民の協力が不可欠です。そのため、住民に対して積極的に情報を提供するとともに、行政と各種関係団体、地域住民との連携強化を推進します。

(3) 庁内各課との連携

本計画に携わる部署は広範囲にわたるため、各課との綿密な情報共有と連携による取組により、計画の効率的かつ効果的な推進を図ります。

(4) 国・県との連携

こども・子育て施策をより効果的なものとするためには、地域の特性やニーズを踏まえ地域に合った取組を行う一方で、国や県の取組と歩調を合わせ、国・県・市が一体となって各種支援策を推進する必要があります。このため、国や県の動向に常に気を配るとともに、利用者本位のより良い子育て施策の推進に向けて、国・県に対し行財政上の措置等必要な要請を行います。

2. 計画の点検・評価

本計画を適切に実行するとともに、計画の内容を地域の実情に合った真に効果的なものとするため、住民参画により構成される「美郷町子ども・子育て推進会議」を年1回以上開催し、PDCAサイクルによる計画の点検、評価、改善に取り組むとともに、計画の進行管理を行います。

美郷町子ども計画
令和 8（2026）年●月

発行／美郷町役場 健康福祉課
〒699-4692 鳥根県邑智郡美郷町粕淵 168 番地
TEL：(0855) 75-1931 FAX：(0855) 75-1505
